

第Ⅱ章



上位計画等と現状

1. 上位計画
2. 立地適正化計画
3. 関連計画
4. 都市の現況

第Ⅱ章では、
周南市の都市づくりに関わる上位の計画と、
人口や各種施設等の都市の現状を整理します。

第Ⅱ章 上位計画等と現状

1. 上位計画

1-1 第2次周南市まちづくり総合計画—しゅうなん共創共生プラン (平成27(2015)年3月策定)

周南市まちづくり総合計画は、今後のまちづくりの指針となるもので、本市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策などを掲げる、本市の最上位計画です。そして、さまざまな分野、施策において計画を作成する場合の基本となるものです。

表Ⅱ-1 計画の概要

計画の期間	平成27年度(2015年度)～令和6年度(2024年度)
まちづくりの基本理念	∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し 周南の価値を高めるまちづくり
将来の都市像	『人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南』
将来人口への対応	令和6(2024)年：約135,000人を上回る*定住人口

■ まちづくりの方向

◆ 元気で心豊かな人を育むまちづくり

- ・ 誰もが安心して子どもを生み、育て、その中心である女性が活躍できる環境づくり
- ・ 充実した保育や教育を提供することのできる環境づくり
- ・ 子供たちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことのできるまちづくり

◆ 無限の市民力を発揮できるまちづくり

- ・ まちづくりを担う多様な主体が、それぞれの力をしっかりと発揮でき、活躍できる環境づくり
- ・ 各地域における魅力づくりや身近な課題の解決を主体的に行う活動環境の整備
- ・ 地域の維持・活性化に向けた取組みの支援と安心して暮らせる活力あふれる中山間地域づくり
- ・ 豊かで彩りのある市民文化の育成
- ・ 男女共同参画社会の実現
- ・ 子供から高齢者まで、誰もがかけがえのない生命を大切にし、互いに多様な生き方を認め合い、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

◆ 安心して健康に暮らせるまちづくり

- ・ ソフト・ハード両面から防災対策に取り組む、災害に強いまちづくりの推進
- ・ 高齢者や障害者の*ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う福祉活動の支援など、いつまでも健康に暮らせるまちづくりの推進
- ・ 消防力の強化・充実
- ・ 防災、防犯、交通安全など、互いに支え合う地域づくりと、市民力を活かしたセーフティネットの仕組みづくり

◆ 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり

- ・ 広域的な交通・物流の拠点としての優位性や、周南コンビナートを中心とした工業や本市の産業資源である水素の利活用等に向けた新産業の振興、港湾や道路などの産業基盤の整備
- ・ 関係機関と連携した企業誘致や起業支援、雇用の安定・確保
- ・ 農林水産業の振興と地域ブランドへの展開など産業の活性化、地元消費の拡大による商業の振興
- ・ 「まちの顔」である中心市街地の回遊性のある賑わい空間への再生
- ・ 恵まれた自然をはじめ、地域資源の充実による観光の振興とコンベンションシティの取組みによる、賑わいと魅力あふれるまちの実現

◆ 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり

- ・ *生活道路や公園・住宅・水辺空間・上下水道などの都市基盤の整備
- ・ インフラの老朽化に対応した計画的な維持修繕と必要に応じた更新
- ・ *ユニバーサルデザインをはじめ、緑や景観にも配慮したまとまりのある市街地の形成と公共交通の確保
- ・ 地球温暖化・環境保全対策、水素などの新エネルギーや再生可能エネルギーに対する理解と普及促進など、環境にやさしいまちの実現
- ・ ごみの減量化や資源化の促進と循環型社会の構築によるごみのないきれいなまちの実現

◆ 最大限の行政力を発揮するまちづくり

- ・ 行政資源の適切な配分と、最大限に活用した効果的・効率的な質の高い行政サービスの提供
- ・ 計画的な施設マネジメントによる予防保全と総合的な公共施設の再配置
- ・ 身の丈に応じた健全な行財政経営の展開と将来にわたる持続可能なまちづくりの推進
- ・ 情報通信技術（ICT）を積極的に活用した行政サービスの利便性・効率性の向上

1-2 周南市国土強靱化地域計画（令和3（2021）年3月策定）

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加しており、平成30（2018）年7月豪雨においては、本市に甚大な被害をもたらした。これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められていることから、国の国土強靱化基本計画と山口県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進していくため、「周南市国土強靱化地域計画」を策定しました。

表Ⅱ-2 計画の概要

計画期間	目標年度：令和7（2025）年度
基本目標	① 人命の保護が最大限図られること ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興
事前に備えるべき目標	① 人命の保護 ② 救助・救援、医療活動 ③ 行政機能の確保 ④ 情報通信機能の確保 ⑤ 経済活動の維持 ⑥ *ライフラインの確保 ⑦ 二次災害の防止 ⑧ 迅速な再建・復旧

1-3 山口県都市計画基本方針（平成27(2015)年10月策定）

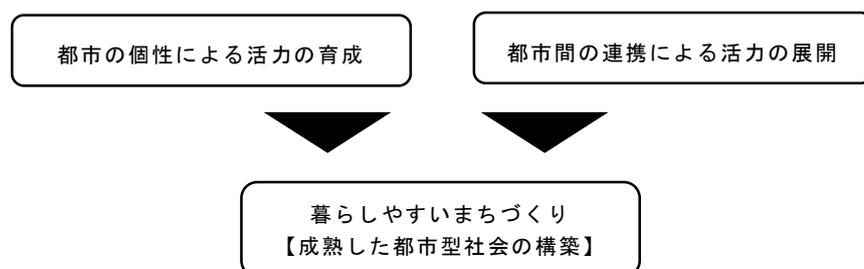
山口県では、県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」において重点施策に位置付けている、「暮らしやすいまちづくり」を効率的かつ戦略的に推進していくため、全県的な都市計画、都市づくりの考え方として、「山口県都市計画基本方針」を策定しました。

この基本方針を基に広域都市圏ごとの都市計画の方針（広域方針）を定め、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランを策定しています。

■ 都市計画の目標

◆ 暮らしやすいまちづくり

山口県では、「都市型社会」における都市問題を直視し、質的な充実を図りながら、都市の個性が活力を生み、都市間の交流・連携が相互の不足を補う、成熟した都市型社会の構築を目指すことにより、「暮らしやすいまちづくり」を推進します。

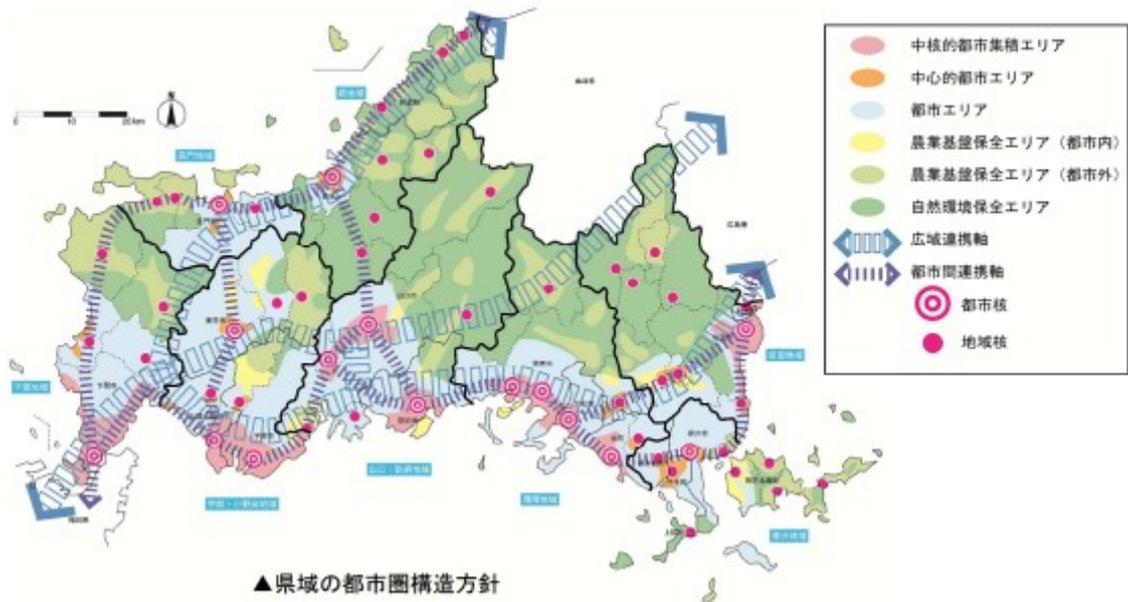


■ 都市づくりの基本理念

- ◆ 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり
- ◆ ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市づくり
- ◆ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり
- ◆ 住民と行政が*協働し、共創する身近な都市づくり

■ 県域の都市圏構造方針

中規模な都市が分散している県内の都市の状況や都市づくりの基本理念を踏まえ、県内8つの広域都市圏毎に、都市の個性を引き出す美しい都市づくり、都市の活力を持続する機能が集約した都市づくりを進めながら、都市圏間の交流・連携を促進するための都市ネットワークづくりを進めます。



図Ⅱ－１ 県域の都市圏構造方針図

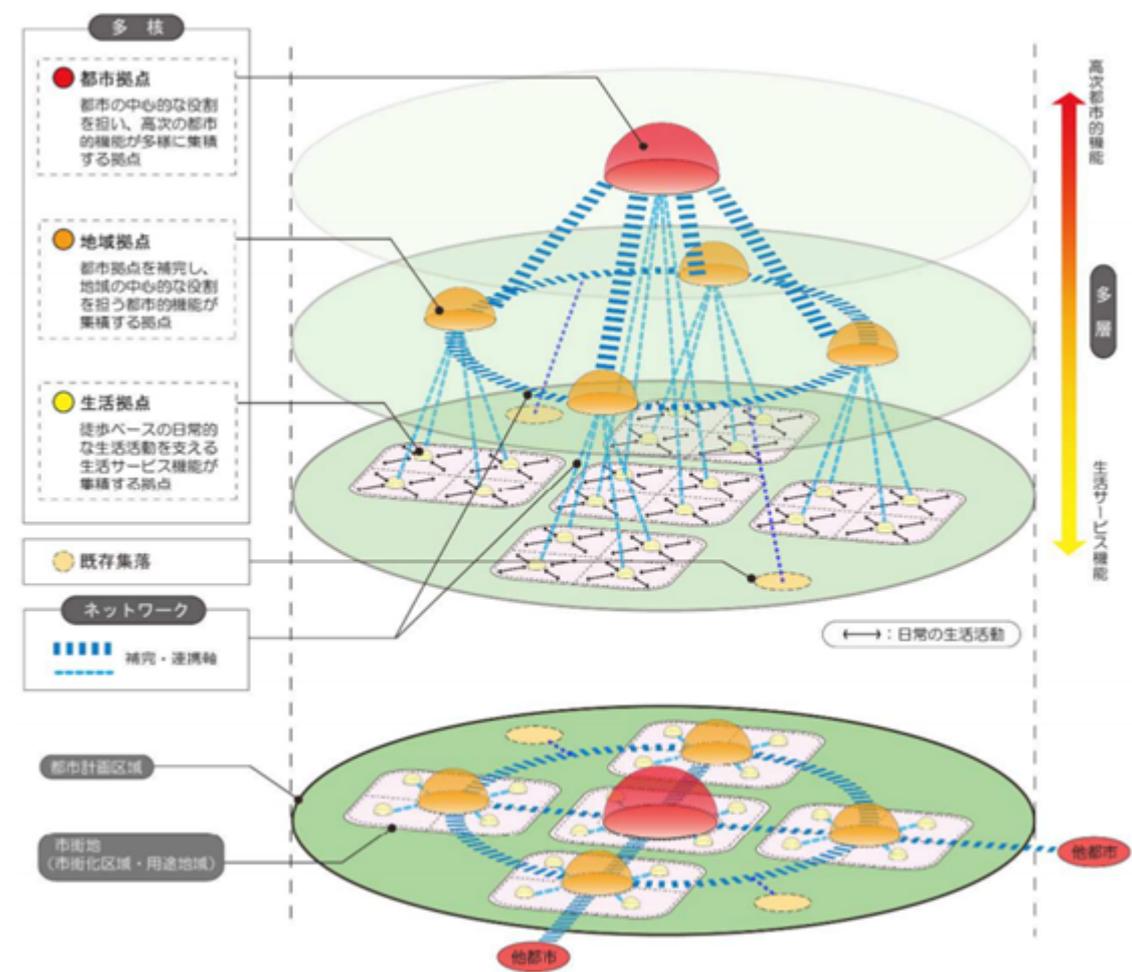
■ 都市の構造方針

◆ 集約型都市づくりの方向性－多核多層ネットワーク型コンパクトシティ

「都市」、「地域」、「生活」の3つの拠点（多核）に、都市機能を階層的（多層）に配置し、それぞれの拠点が機能を補完・連携（ネットワーク）しながら、活力ある集約型都市づくりを目指します。

◆ 集約型都市づくりを支える交流・連携ネットワーク

都市間・地域間の連携の強化を進めることにより、都市機能を相互に補完し、効率的な都市サービスを提供するとともに、地域間の様々な交流を促進し、県域全体のにぎわいと活力を創出します。



図Ⅱ-2 多核多層ネットワーク型コンパクトシティの都市構造イメージ

■ 都市計画区域の構成方針

山口県では、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全を行うべき区域として18の都市計画区域を指定しています。これらについて、今後の都市化の動向や広域化する都市の一体性などを考慮しながら、必要に応じて再構成を検討します。

■ 土地利用の方針

市街地に内在する防災や環境などの課題に対応しつつ美しい都市づくりを推進するため、区域区分制度の適切な運用、既成市街地や周辺市街地の適正な土地利用誘導、用途地域外や都市計画区域外の土地利用コントロール、地区計画の積極的な活用などにより、地域の自然的環境や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を進めます。

■ 都市施設の方針

集約型都市構造の実現や安心・安全な社会の確立のため、重点投資、コスト縮減を念頭に置き、景観やユニバーサルデザイン、*環境負荷の低減などに配慮しながら、街路・

公園・下水道など都市基盤施設の効率的な整備を進めます。

■ 市街地開発事業の方針

集約型都市構造の実現には、公共交通の結節点や中心市街地等、拠点となるエリアでの市街地環境の整備や都市機能の集積がこれまで以上に重要となるため、市街地開発事業等による土地の高度利用や適切な土地利用の推進を図ります。

■ 自然的環境の整備または保全の方針

山口県の特徴である豊かな自然環境を維持し、都市環境の保全・創出を図るため、身近な緑の保全と創造、自然と人とのふれあいの場の確保、自然的環境への負荷の低減に取り組めます。

■ 景観形成の方針

良好な景観により育まれる心の豊かさやふるさとへの愛着心、連帯感を高めるため、地域の美しい景観に対する関心づくり、個性豊かな地域景観づくり、良好な公共空間の形成を進めます。

■ 都市防災の方針

災害に強い都市の形成のため、山口県地域防災計画などとの整合を図りながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災、減災対策を推進します。

■ 都市計画の見直しの考え方

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたものの、その後長期にわたり事業が行われていない都市施設や市街地開発事業について、その必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、必要に応じて見直しを行います。

1-4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

山口県は、「都市計画区域マスタープラン」を策定するにあたり、都市計画区域外の状況も含む都市の広域的位置付けを明らかにするため、県内8つの広域都市圏ごとの都市計画の方針（「広域方針」）を作成し、その方針に基づき個別の都市計画区域マスタープランを策定しています。そのためここではまず、周南市が含まれる周南広域都市圏の都市計画の方針及び都市計画区域ごとの方針を整理します。

なお、県では令和2（2020）年度に都市計画区域マスタープランの改定を行いました。

（1）周南広域都市圏の都市計画の方針（平成31（2019）年3月策定）

表Ⅱ-3 計画の概要

対象市町	周南市、下松市、光市							
目標年次	長期目標年次：令和22（2040）年 「人口規模」「区域区分の決定の方針」：令和12（2030）年							
都市づくりの基本理念	人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる にぎわい都市圏づくり							
都市圏整備の方向性	① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり ② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市づくり ③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生む都市ネットワークづくり ④ 住民と行政が協働し、共創する身近な都市づくり							
区域区分の決定の方針	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>一次検討結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周南都市計画区域（現行：線引き）</td> <td>区域区分継続の必要性は高い。</td> </tr> <tr> <td>周南東都市計画区域（現行：非線引き）</td> <td>区域区分適用の必要性は高い。</td> </tr> </tbody> </table>		区域名	一次検討結果	周南都市計画区域（現行：線引き）	区域区分継続の必要性は高い。	周南東都市計画区域（現行：非線引き）	区域区分適用の必要性は高い。
区域名	一次検討結果							
周南都市計画区域（現行：線引き）	区域区分継続の必要性は高い。							
周南東都市計画区域（現行：非線引き）	区域区分適用の必要性は高い。							

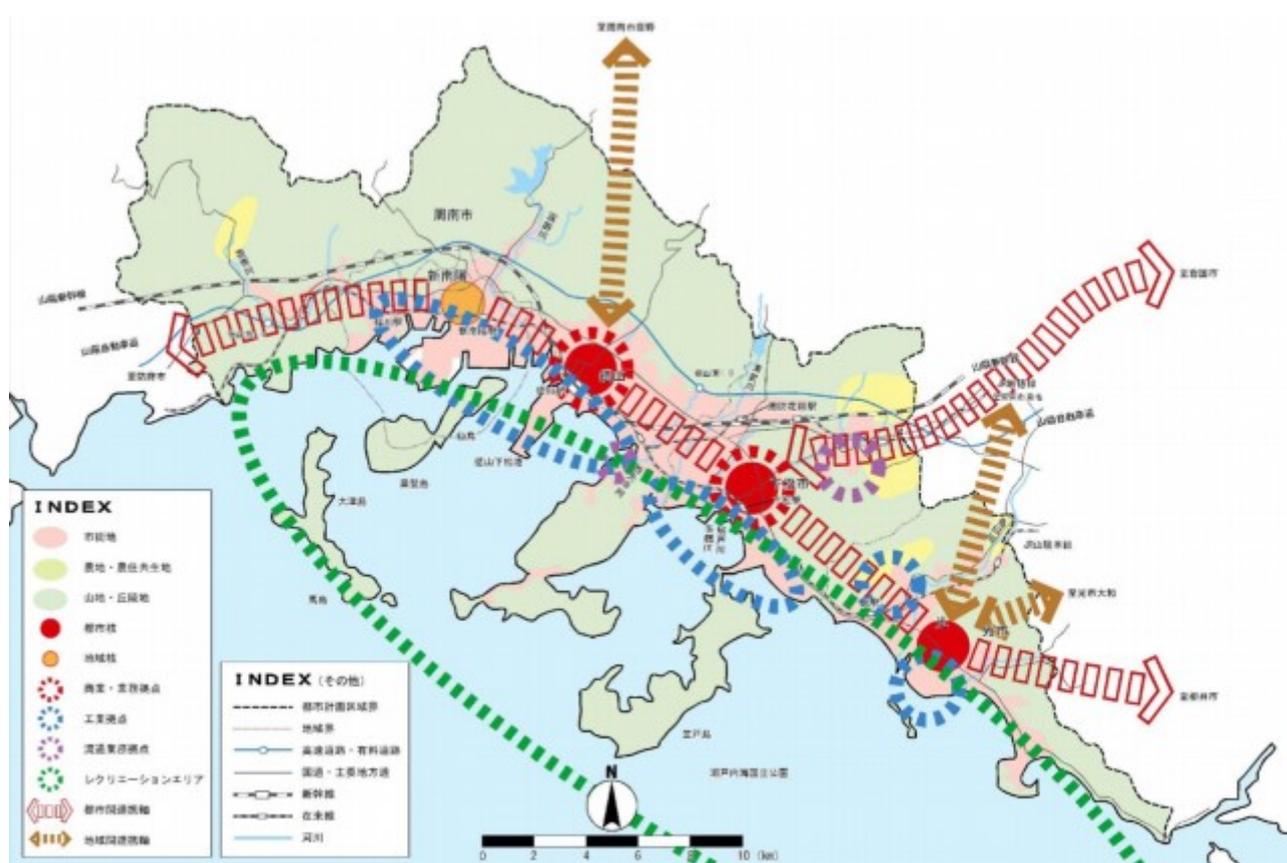
(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（周南都市計画、周南東都市計画）

（令和2（2020）年12月改定）

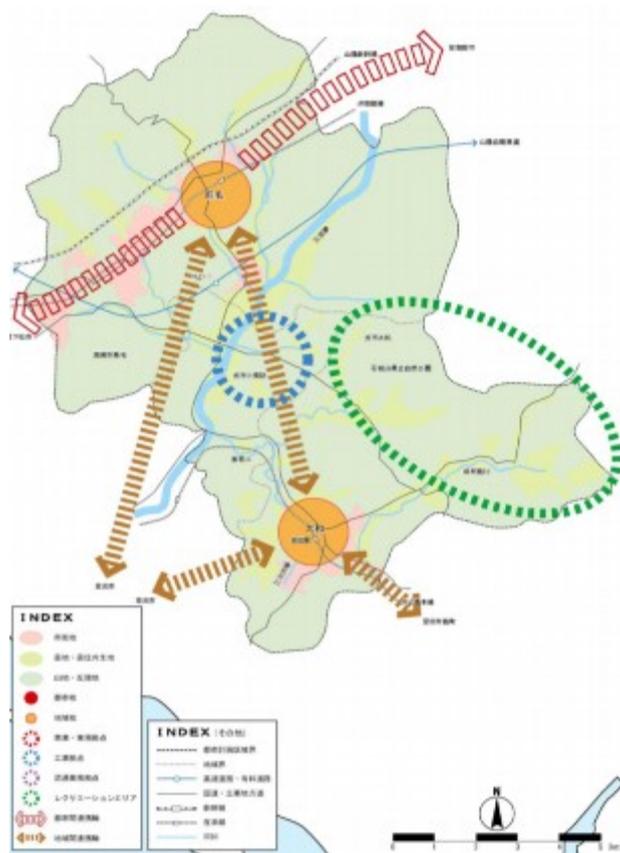
本計画は、都市計画法の規定に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針などを定めるものです。

表Ⅱ－4 計画の概要

区分	周南都市計画区域	周南東都市計画区域
目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」は令和22(2040)年を想定 ・「区域区分」は令和12(2030)年を想定 	
範囲・規模	周南市 旧徳山市の一部（17,493ha） 旧新南陽市の一部（2,350ha） 下松市の一部 光市の一部	周南市 旧熊毛町の一部（5,244ha） 光市の一部
区域区分の決定の有無	区域区分を定める	区域区分を定めない
土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	集約型の都市づくりを進めるために、立地適正化計画をはじめとする誘導策などにより、市街化区域内の適正な土地利用を図るとともに、市街化調整区域での原則市街化の抑制を一体的に運用する。	集約型の都市づくりを進めるために、立地適正化計画をはじめとする誘導策などにより、用途域内での適正な土地利用を図るとともに、用途白地地域内での開発の抑制を一体的に運用する。



図Ⅱ－3 周南都市計画区域の将来都市構造図



図Ⅱ－4 周南東都市計画区域の将来都市構造図

2. 立地適正化計画

2-1 周南市立地適正化計画（平成 29(2017)年 3 月策定、平成 31(2019)年 2 月改定）

都市再生特別措置法等が改正され、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」制度が創設されました。

周南市においても、徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の 2 市 2 町が合併した際に策定した「新市建設計画」の中で、新市全体の視点から有効かつ合理的な土地利用に努める一方、圏域内外との結びつきや機能分担なども考慮しながら、都市構造の再構築化と都市の骨格づくりを進め、「高次都市機能が集積した都心の形成」や「複数の地域核をもつ多極ネットワーク型都市の形成」を新市建設の方向性として定めていることなどから、都市計画区域全体（周南都市計画区域と周南東都市計画区域）を対象に、人口減少・少子高齢化社会に対応した「立地適正化計画」を策定しました。

表Ⅱ-5 計画の概要

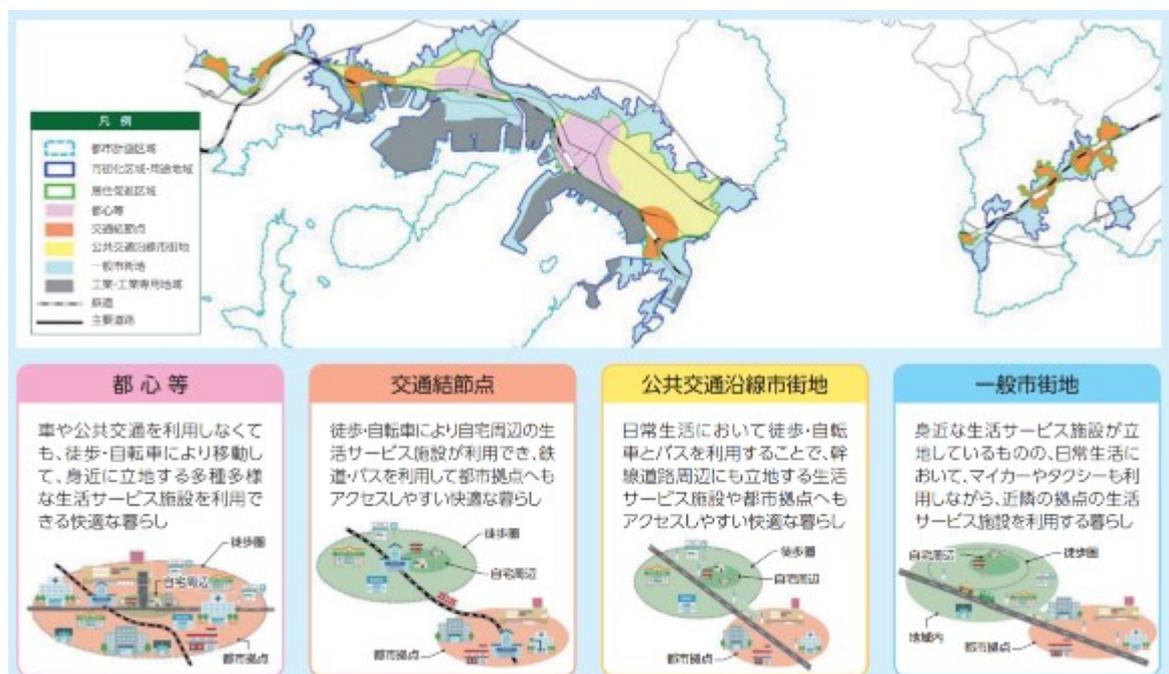
計画期間	令和 17(2035)年（概ね 5 年ごとに施策の実施状況や目標の達成について、調査、分析及び評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを実施）
対象区域	周南都市計画区域、周南東都市計画区域
都市づくりの基本理念	地域と拠点が連携し 安心・快適・活力を生み出す 未来につながる共創共生都市 周南
都市づくりの基本方針	① 生活サービス施設や都市の魅力を高める施設を維持・集約し、利便性や活力のある都市拠点を形成する。 ② 生活サービスの充実、快適な居住環境の整備、公共交通の確保、地域社会の維持等により、良好な市街地を形成して居住を促進する。 ③ 地域と拠点、人と人をつなぐ、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを再構築する。

■ 将来都市構造

都市計画マスタープラン上の都市拠点と*都市軸、ゾーニングを基に、都市機能を生活の中心となる拠点へ、その役割に応じて階層的に配置し、都市拠点及び地域間が公共交通ネットワークを通して相互に補完し合い連携する「多核多層ネットワーク型」の集約都市構造を目指します。



図Ⅱ－５ 目指すべき都市構造（多核多層ネットワーク型）



図Ⅱ－６ 将来の市街地等と想定されるライフスタイル

■ 都市機能の誘導及び居住を促進するために講ずべき施策

◆ 都市機能誘導

- ①既存の都市機能の維持・改善
- ②都市拠点の特性に応じた新たな都市機能の集約
- ③女性や子育て世代の暮らしを支える都市機能の充実
- ④電解コンビナート等の地域資源の活用
- ⑤適正な規模の都市拠点の形成
- ⑥魅力ある都市環境の推進
- ⑦*公民連携の推進
- ⑧交通結節機能の強化

◆ 居住促進

- ①街なか居住の推進と快適な居住環境の形成
- ②既存住宅の活用と優良な住宅の供給
- ③災害リスクの軽減
- ④多様な生活スタイルの実現
- ⑤移住・定住の推進
- ⑥適正な土地利用の推進と市街化の抑制
- ⑦公民連携の推進
- ⑧公共交通ネットワークの維持・改善

◆ 公共交通

- ①市民の生活を支える公共交通サービスの提供
- ②来訪者が利用しやすい公共交通サービスの提供
- ③負担や不安の少ない利用環境の実現
- ④新規利用者の掘り起こし
- ⑤便利で持続可能な公共交通についての検討と実行

表Ⅱ－6 立地の適正化に関する目標

種別	評価指標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
都市機能	歩行者等通行量（徳山）5か所 10～19時	10,953人(H27(2015)年度)	11,000人(2035年度)
	歩行者等通行量（新南陽）1か 所8～18時	704人(H27(2015)年度)	710人(2035年度)
	20～39歳人口の社会増減数	▲234人(H27(2015)年度)	0人(2035年度)
居住	居住促進区域内人口密度	50.5人/ha(H22(2010)年度)	44.8人/ha(2035年度)
公共交通	移動手段が確保された地区 (※)の人口割合	84%(H27(2015)年度)	88%(2025年度)

※鉄道駅や栈橋から半径800m、路線バスやコミュニティ交通の停留所から半径300m、予約型乗合タクシーの運行エリアのいずれかに該当する地区及び公共交通以外で移動手段が確保された地区。

3. 関連計画

3-1 周南市地域公共交通計画

(平成 28(2016)年 3 月策定、令和 3(2021)年 3 月改訂)

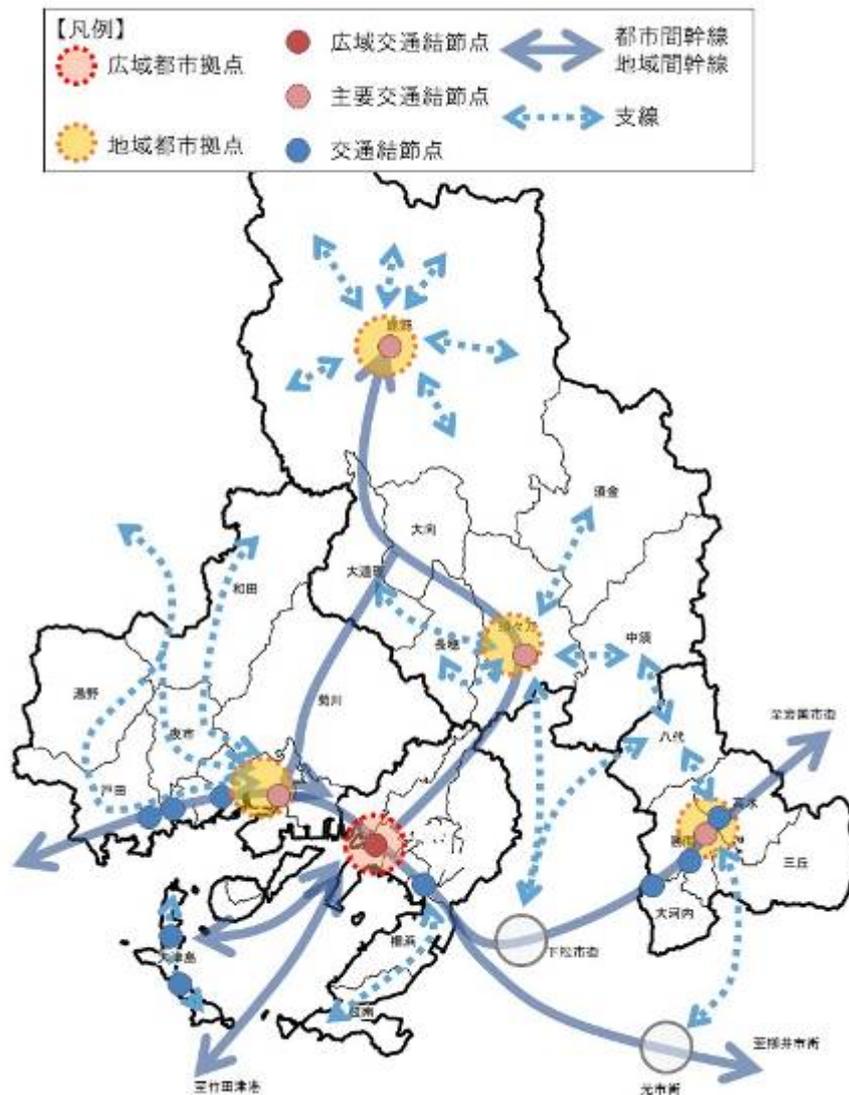
人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展、公共交通の担い手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増し、本市では平成 28(2016)年 3 月に「周南市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向け、様々な施策を展開してきました。

令和 2(2020)年 11 月には「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、まちづくりと連携した地域公共交通のネットワーク形成と、地域における輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供を確保することなどが取り入れられ、それに伴う新たな制度等も導入されています。

このたび、「周南市地域公共交通網形成計画」の前期事業計画期間が満了をむかえ、公共交通を取り巻く社会状況の変化や前期計画で出てきた課題等を踏まえ、本市の公共交通ネットワークの在り方について再検討を行い、後期事業計画として「周南市地域公共交通計画」を策定しました。

表 II-7 計画の概要

計画の期間	平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度までの 10 年間(前期 5 年、後期 5 年で見直し)
基本理念	『共につくる 未来につなぐ 公共交通』
基本方針(公共交通のあるべき姿)	方針 1 効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築 方針 2 利用しやすいサービスと環境の整備 方針 3 関係者の役割分担と連携による公共交通を軸としたまちづくりの推進
目標	目標 1 効率的で利便性の高い公共交通を提供する 目標 2-1 公共交通を利用しやすい環境を整備する 目標 2-2 公共交通を利用する意識を醸成する 目標 3 関係者の連携により公共交通の事業環境を確保する



図Ⅱ-7 公共交通ネットワークの将来イメージ

4.

都市の現況

4-1 都市の成り立ち、広域的位置付けの整理

(1) 位置・地勢

周南市は、山口県の南東部に位置し、市域は東西約 36km、南北約 43km、面積は約 656km² となっています。北は島根県吉賀町に、東は岩国市、下松市、光市に、西は山口市、防府市にそれぞれ接しています。南は瀬戸内海に面し、北側にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在しています。また、島しょ部は仙島、黒髪島、大津島などが点在し、一帯は瀬戸内海国立公園にも指定される美しい自然景観が広がっています。

本市を含む周南地域は古くから交通の要衝として栄え、本市の海岸部は周南地区工業整備特別地域の指定や徳山下松港の特定重要港湾の指定等を背景に、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型工業の企業が集積する全国有数のコンビナートを形成しています。また、これに接して比較的幅の狭い市街地が東西に連担し、J R 山陽新幹線のぞみの停車駅でもある徳山駅周辺を中心とする商業・業務地や住宅地などが形成されています。

一方、内陸部は農林業を主要産業とする中山間地域で、国の特別天然記念物であるナベヅルの本州唯一の渡来地であるなど、のどかな田園風景と豊かな自然が広がっています。

図 II - 8 周南市の位置

表 II - 8 周南市の位置

経緯度		距離	行政区域面積
極東	東経 132° 01' 51"	} 36.87 km	656.29 km ²
極西	東経 131° 38' 03"		
極南	北緯 33° 58' 04"	} 43.26 km	
極北	北緯 34° 21' 23"		

市役所の位置：北緯 34° 03' 19" 東経 131° 48' 22"

(2) 沿革

旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町は、もともと市民生活、産業経済活動も極めて結びつきが深く、既存の行政の枠組みを超えて諸活動は一体的に展開されてきました。こうした中で、以前から中核都市をつくるための合併論議が行われ、平成の大合併では県下初として、平成 15(2003)年 4 月 21 日に 2 市 2 町が合併し「周南市」が誕生しました。

(3) 広域的な位置付け

本市は、山陽自動車道や J R 山陽新幹線などの高速交通網を主軸とした西日本国土軸上に位置しています。

さらに、全国有数の工業集積地であり、*国際拠点港湾である徳山下松港を擁する本市は、アジアをはじめとする諸外国との交流を促進する上でも重要な役割を担っていく必要があります。



図Ⅱ－9 周南市の広域的な位置

4-2 社会的条件・自然的条件整理

(1) 歴史

古代、律令国家唯一の大路「山陽道」が通り、新南陽地域において平野駅家が置かれていました。中世には東大寺の荘園の集荷地として、瀬戸内海でも有数の港「富田の津」を擁し、近世には富田、福川、呼坂が山陽道の宿駅、市場町として栄えました。

江戸時代に入り、元和3(1617)年、毛利輝元の次男就隆を藩祖に、この地に長州藩の支藩がたてられました。藩邸は当初現在の下松市にありましたが、慶安3(1650)年に野上村の金剛山麓に移転され、その時に地名が徳山に改められました。この徳山開府に伴って家中諸士の屋敷割が行われ、城下町としての基盤が整えられました。また、新南陽地域では、藩主の領内巡視や西国大名が参勤交代の宿駅として利用した福川本陣が置かれ、熊毛地域においては、毛利氏の筆頭家老宍戸氏が三丘に居館を構え、地方行政の中心として重要な役割を果たしていました。萩と岩国を結ぶ山代往還と呼ばれる街道が通る鹿野地域は、街道の拠点として本陣が置かれ、この地域の交易の中心となっていました。

一方、江戸時代には寛永9(1632)年の室尾開作の造成を皮切りに、遠浅の内海を埋め立てた新田開発も盛んに行われました。

■ 徳山城下町の町割り

出典：徳山市史より「野上村絵図」

明治38年(1905)に海軍煉炭製造所が設立されると、これを契機に大正期には工業都市化が一気に進みました。その後昭和期に徳山港が海軍要港に指定され、太平洋戦争末期には二度の空襲により徳山の市街地の大半が焼失しましたが、終戦直後の昭和21(1946)年には戦災復興土地地区画整理事業に着手しました。同30年代にはほぼ事業が完了し、現在の中心市街地の基盤が形成されました。

(2) 人口

1) 人口・世帯数

平成 27(2015)年国勢調査によると、本市の人口は 144,842 人、世帯数は 61,999 世帯、1 世帯当たり人員は 2.34 人となっています。

人口は昭和 60(1985)年をピークに減少傾向が続いており、平成 12(2000)年まで増加傾向にあった世帯数も、平成 17(2005)年で減少に転じ、その後は横ばい状態となっています。

平成 27(2015)年における都市計画区域人口は 132,198 人、市街化区域・用途地域人口は 126,398 人で、それぞれ総人口の約 91%、約 87%を占めています。

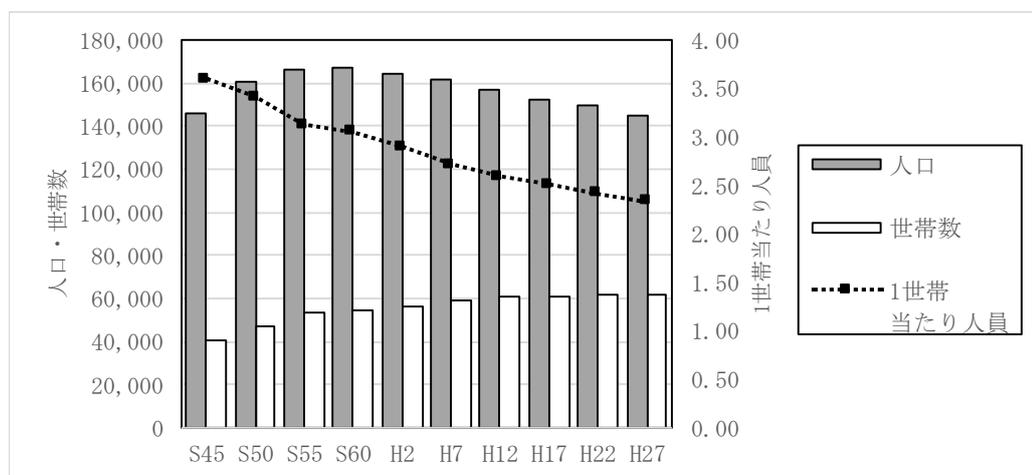


図 II-10 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

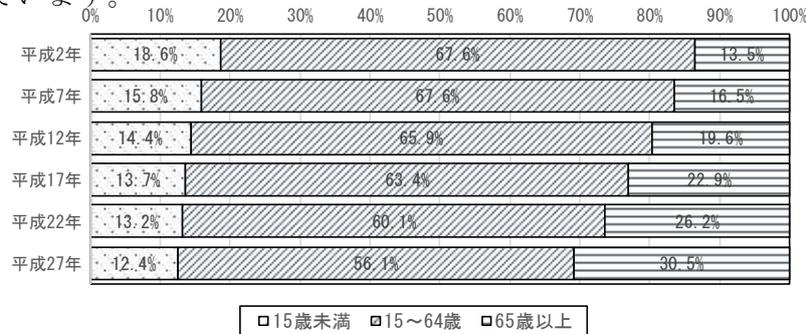
表 II-9 都市計画区域、市街化区域・用途地域人口

年次	都市計画区域人口				市街化区域・用途地域人口			
	計	旧徳山市	旧新南陽市	旧熊毛町	計	旧徳山市	旧新南陽市	旧熊毛町
昭和45年	-	89,964	-	-	-	-	-	-
50	-	98,707	32,035	-	-	86,144	31,743	-
55	-	102,776	32,221	(未集計)	-	90,658	32,035	(未集計)
60	-	103,669	31,952	(未集計)	-	94,630	31,797	(未集計)
平成2年	-	101,866	31,150	(未集計)	-	90,913	31,014	(未集計)
7	145,116	99,561	30,536	15,019	140,551	99,561	30,450	10,540
12	141,609	95,675	30,386	15,548	129,713	88,249	30,296	11,168
17	137,031	92,107	29,894	15,030	123,706	82,891	29,806	11,009
22	135,443	90,919	29,517	15,007	129,313	82,827	29,430	11,295
27	132,198	88,699	28,553	14,946	126,398	80,804	28,469	11,374

資料：都市政策課

2) 年齢別人口

平成 27(2015)年の老年人口(65歳以上)は44,114人で全体の30.5%を占め、平成2年と比較すると16.9ポイント増加しています。一方、同様の比較で年少人口(15歳未満)では6.2ポイント、生産年齢人口(15~64歳)では11.5ポイント、それぞれ減少しています。



図Ⅱ-11 年齢(3区分)別人口の推移

資料：国勢調査

3) 地区別人口

平成 27(2015)年国勢調査より地区別人口を見ると、徳山地区が56,700人と総人口のおよそ4割を占めています。

平成 7(1995)年から平成 27(2015)年までの人口増減を見ると、菊川、熊毛といった内陸部で増加が見られます。一方、徳山、新南陽地区など臨海部では人口減少が続き、都市計画区域外の山間部においても、須金地区でほぼ半数にまで減少するなど、過疎化が進行しています。

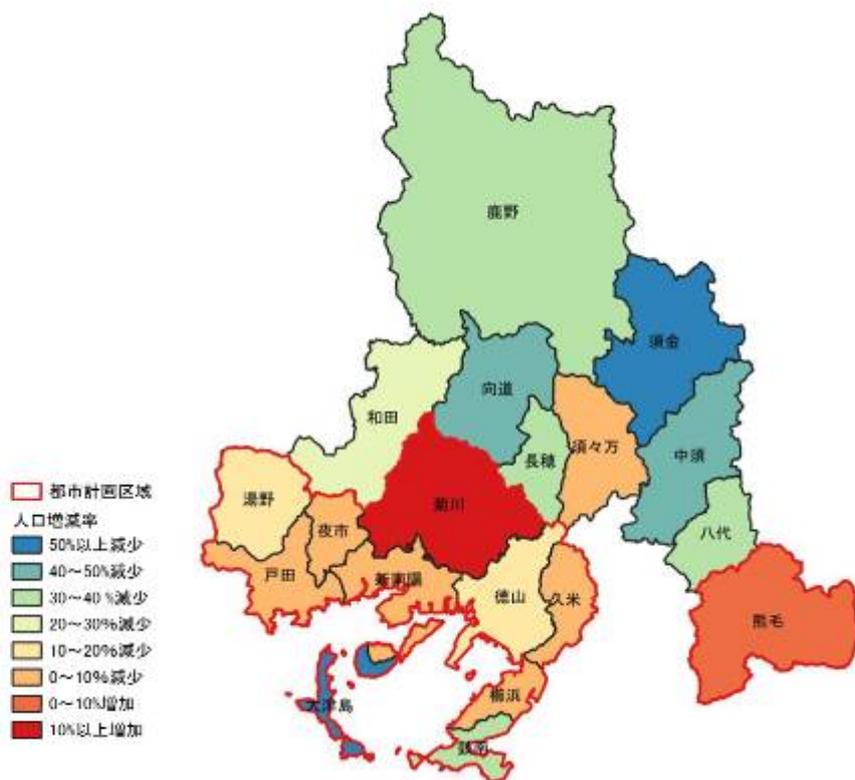
地区別人口密度では、徳山が約2,100人/km²、新南陽が約1,270人/km²となっています。

表Ⅱ-10 地区別人口等

単位：人、人/km²

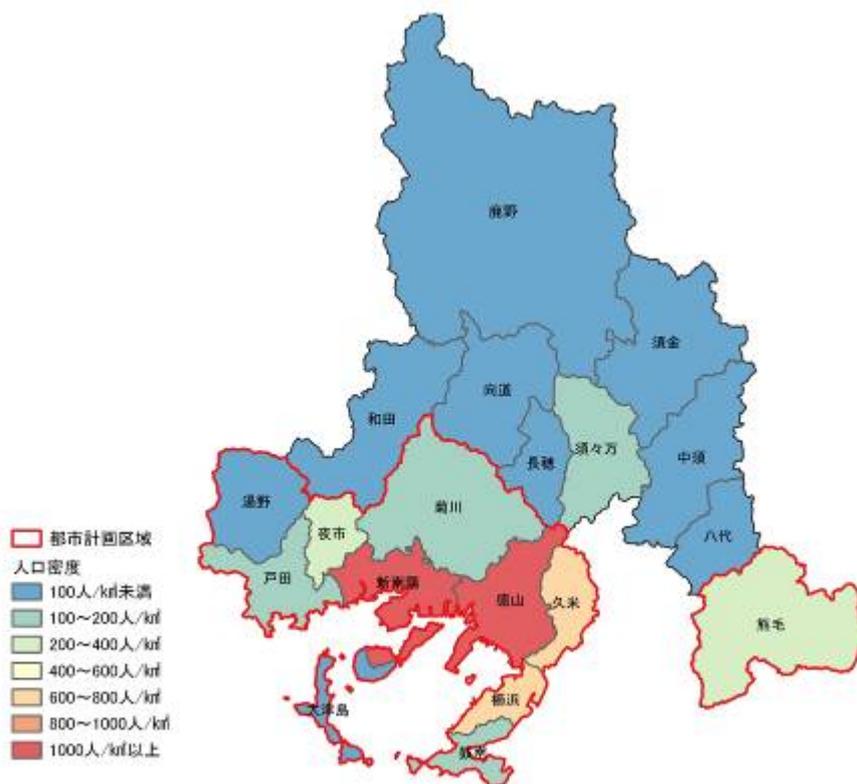
地区	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	人口増減率 (平成7年-平成27年)	人口密度 (平成27年)	
総数	161,562	157,383	152,387	149,487	144,842	-10%	221.0	
徳山地域	徳山	66,344	63,082	60,021	59,459	56,700	-15%	2103.6
	久米	9,533	9,042	8,935	8,683	9,483	-1%	665.9
	櫛浜	6,278	6,010	5,792	5,690	5,875	-6%	627.3
	鼓南	1,599	1,545	1,331	1,202	1,020	-36%	118.7
	大津島	647	536	459	361	244	-62%	33.8
	夜市	2,724	2,711	2,566	2,576	2,569	-6%	220.7
	戸田	3,297	3,339	3,351	3,353	3,192	-3%	154.0
	湯野	2,252	2,191	2,160	2,064	1,918	-15%	76.2
	菊川	6,883	7,219	7,492	7,531	7,698	12%	152.6
	向道	1,222	1,096	952	834	713	-42%	20.1
	長穂	1,003	995	907	785	684	-32%	43.9
	須々万	4,939	5,191	5,295	5,030	4,834	-2%	165.5
新南陽地域	中須	1,193	1,059	939	825	692	-42%	18.5
	須金	757	656	528	441	360	-52%	7.5
新南陽地域	新南陽	30,576	30,306	29,894	29,517	28,553	-7%	1270.9
	和田	1,762	1,847	1,744	1,584	1,402	-20%	33.9
熊毛地域	熊毛	14,603	15,104	15,030	15,007	14,946	2%	286.8
	八代	1,043	934	869	805	689	-34%	37.2
鹿野地域	鹿野	4,907	4,520	4,122	3,740	3,270	-33%	18.1

資料：国勢調査



図Ⅱ-12 地区別人口増減率（平成2(1990)年→平成27(2015)年）

資料：国勢調査



図Ⅱ-13 地区別人口密度（平成27(2015)年）

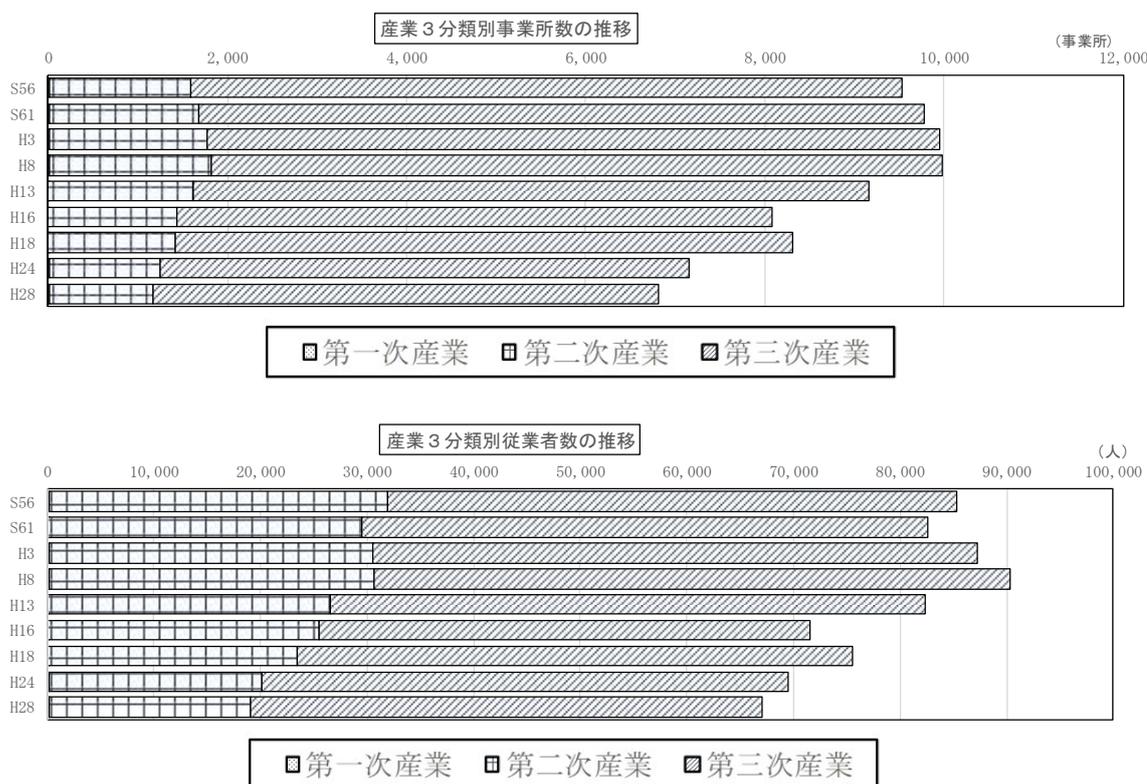
資料：国勢調査

(3) 産 業

1) 事業所数・従業者数

経済センサス調査によると平成 28(2016)年では事業所数が 6,816、従業者数が 67,014 人となっています(資料編 206 頁参照)。

昭和 56(1981)年以降の事業所数の推移を見ると、一次産業では一貫して減少が続き、二次産業、三次産業では平成 8(1996)年をピークに減少傾向にあります。



図Ⅱ-14 事業所数・従業者数の推移

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

2) 農 業

本市の農業は、南部においては消費地に近い条件を生かし、野菜の生産が盛んに行われており、北部では米を中心に、野菜、果物、畜産物といった多様な農産物が生産され、特に須金地区のぶどう・なし、高瀬地区の高瀬茶、鹿野地域のわさびなどが定評を得ています。

農林業センサスによる平成 27(2015)年の農家数は 1,508 戸で、専業農家、兼業農家ともに減少傾向にあります(資料編 207 頁参照)。また、経営耕地面積においても減少が続いており、農業従事者の高齢化や後継者不足などに伴い、耕作放棄による農地の荒廃が懸念されます。

3) 工業

本市の工業は、臨海部の石油化学コンビナートを中心に、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型産業を核として発展してきており、2019年工業統計調査による製造品出荷額等では1兆2,800億円余と県全体の約20%を占めています。特に化学工業では約50%と県内シェアの半分近くにのぼっています（資料編208頁参照）。

表Ⅱ-11 製造品出荷額等の県内都市（上位5都市）比較

（単位：百万円）

	山口県	周南市	防府市	山陽小野田市	宇部市	下関市
製造業計	6,701,163	1,279,780(19%)	1,108,574(16.5%)	799,660(11.9%)	492,440(7.3%)	609,478(9%)
食品製造業	229,461	20,358(8.8%)	21,420(9.3%)	4,368(1.9%)	8,870(3.8%)	83,035(36.1%)
飲料・たばこ・飼料製造業	43,347	X	-	X	406(0.9%)	14,821(34.1%)
繊維工業	56,510	401(0.7%)	6,018(10.6%)	243(0.4%)	2,464(4.3%)	2,117(3.7%)
木材・木製品製造業（家具を除く）	50,397	3,261(6.4%)	X	-	987(1.9%)	4,157(8.2%)
家具・装備品製造業	3,685	171(4.6%)	X	X	170(4.6%)	1,171(31.8%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	102,550	4,117(4%)	10,814(10.5%)	X	X	2,347(2.2%)
印刷・同関連業	28,574	941(3.2%)	4,550(15.9%)	X	4,581(16%)	6,878(24%)
化学工業	1,927,599	942,172(48.8%)	85,900(4.4%)	85,512(4.4%)	293,075(15.2%)	27,394(1.4%)
石油製品・石炭製品製造業	1,125,845	30,200(2.6%)	X	X	X	X
プラスチック製品製造業	116,682	9,710(8.3%)	60,950(52.2%)	12,990(11.1%)	1,385(1.1%)	970(0.8%)
ゴム製品製造業	189,306	X	76,505(40.4%)	-	-	104,933(55.4%)
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	239,612	44,378(18.5%)	45,531(19%)	7,598(3.1%)	49,770(20.7%)	22,738(9.4%)
鉄鋼業	680,780	175,812(25.8%)	X	60,351(8.8%)	25,916(3.8%)	30,528(4.4%)
非鉄金属製造業	135,981	X	X	X	X	116,895(85.9%)
金属製品製造業	197,971	8,820(4.4%)	9,867(4.9%)	4,508(2.2%)	14,107(7.1%)	34,479(17.4%)
はん用機械器具製造業	112,232	X	5,348(4.7%)	41,997(37.4%)	8,865(7.8%)	24,619(21.9%)
生産用機械器具製造業	213,666	16,662(7.7%)	4,369(2%)	20,623(9.6%)	58,429(27.3%)	12,336(5.7%)
業務用機械器具製造業	X	X	-	-	1,278	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業	68,974	X	-	X	11,383(16.5%)	X
電気機械器具製造業	34,497	5,203(15%)	X	X	2,542(7.3%)	16,223(47%)
情報通信機械器具製造業	X	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	1,121,649	1,844(0.1%)	775,291(69.1%)	18,840(1.6%)	X	101,454(9%)
その他の製造業	12,532	695(5.5%)	X	X	209(1.6%)	706(5.6%)

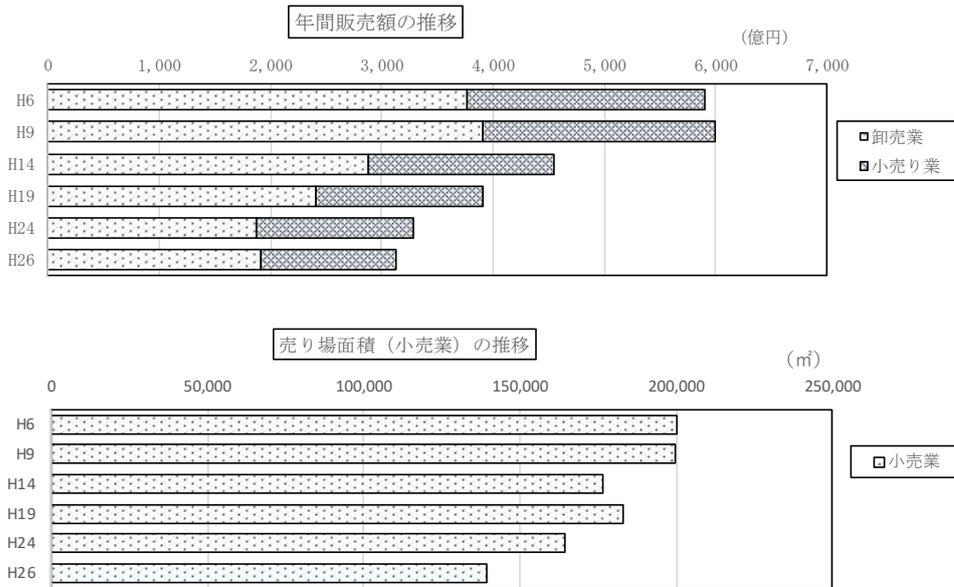
注) 従業者4人以上、xは秘匿値

資料：2019年工業統計調査

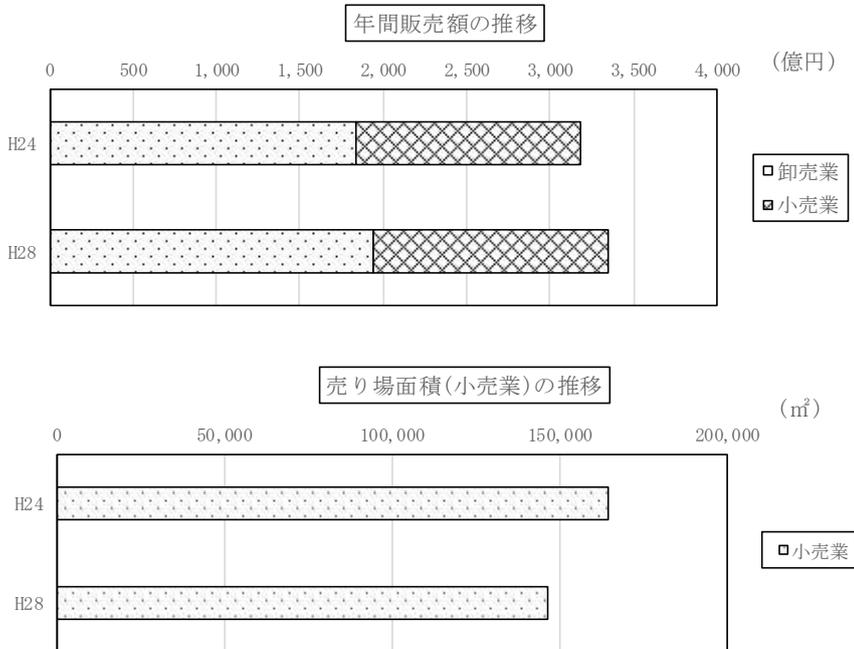
4) 商業

平成 28(2016)年の経済センサスによると、商店数は 1,425 店、従業者数は 9,897 人、年間販売額は 3,348 億円となっています（資料編 210 頁参照）。

平成 6(1994)年以降の推移では、商店数は減少が続き、これとともに従業者数、年間販売額、小売業売り場面積も減少していますが、年間販売額は平成 28(2016)年に増加に転じています。



資料：商業統計調査



資料：経済センサス 活動調査

図 II - 15 商業の推移

(4) 交通

本市は、山陽自動車道や中国縦貫自動車道の4ヶ所のインターチェンジをはじめ、JR山陽新幹線の徳山駅や国際拠点港湾徳山下松港、大分へのフェリーの就航など、陸上・海上とも利便性の高い広域交通網を有しています。



図Ⅱ-16 交通網図

1) 道 路

臨海工業地帯に沿って発展した市街地と自然豊かな北部の農山地域を持つ周南市の道路網は、広域幹線道路である国道2号、188号、315号、376号、434号、489号の6路線を中心に圏域内幹線となる一般県道や市道等が接続し構成しています。

国道、県道、市道を合わせた周南市の道路延長は1536.4km（平成30年(2018)度）あり、そのうちの約78%にあたる1196.3kmが市道となっています。このうち782.7km（約65%）が改良済み（道路構造令の規定に適合するもの）となっており、残りの413.6km（約35%）が未改良となっています。

また、市内を横断する山陽自動車道及び中国自動車道には4箇所（徳山西、徳山東、熊毛、鹿野）のインターチェンジが設置され、さらに広域な道路網へと接続しています。

表Ⅱ-12 道路の現況

（平成31(2019)年4月1日現在）

種 別	実延長 総数 (km)	有効幅員別延長 (km)								改良率
		規格改良済				未改良				
		13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	計	13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	計	
国 道	127.4	19.4	93.6	4.6	117.6	0.1	6.4	3.3	9.8	92%
県 道	212.7	8.2	107.0	12.8	128.0	2.0	22.0	60.6	84.6	60%
市 道	1196.3	5.5	193.4	583.8	782.7	3.5	15.6	394.5	413.6	65%

（交通量）

平成27(2015)年度における自動車類交通量（平日12時間）は、山陽自動車道、国道2号周陽、夜市、若山、大河内、主要地方道徳山港線、同下松田布施線、県道徳山新南陽線、同徳山下松線、同下松新南陽線（岐山通り一丁目、西千代田町）、同給島櫛ヶ浜停車場線（大字栗屋）で1万台を超えています。特に国道2号周陽、県道下松新南陽線（遠石三丁目）では3万～4万台の交通量を観測しています（資料編211頁参照）。

2) 鉄 道

市内にはJR山陽新幹線のほか、在来線としてJR山陽本線、岩徳線が通っています。JR山陽新幹線の停車する徳山駅では、新山口駅と並び県内でも利用者の多い駅となっています。また、市内には8つの在来線の駅があり、徳山駅、新南陽駅では近年増加傾向にあります（資料編212頁参照）。

3) 路線バス

市内で運行されるバス路線は、市街地内において網目状に配置されているほか、北部地域や中山間地域では、主に国道や県道を通り、ほぼ市域全域を網羅され、JR徳山駅、新南陽駅など*交通結節点との接続により交通ネットワークを形成しています（資料編213頁参照）。

4) 航 路

徳山港を発着点に、大津島を結ぶ大津島巡航船や大分県（竹田津）を結ぶ周防灘フェリーが運航されています（資料編 214 頁参照）。

4-3 土地利用動向

(1) 土地利用現況

1) 地目別土地利用

平成 29(2017)年における周南市全域の私有地の地目別土地利用では、山林が 68% とおよそ 3分の2 を占め、次いで田が 12%、宅地が 9% となっています。

平成 20(2008)年からの 10 年間の推移では、宅地が 106ha 増加する一方、田は 175ha 減少しています(資料編 215 頁参照)。

2) 都市計画区域内の土地利用状況

平成 29(2017)年度都市計画基礎調査(周南都市計画区域、周南東都市計画区域)より、都市計画区域内の土地利用状況を整理すると以下のとおりで、周南都市計画区域では市街化区域内の都市的土地利用比率が約 84% を占めています。一方、周南東都市計画区域の用途地域内においては、都市的土地利用比率が約 55% となっており、農地や山林などの自然的土地利用が半分近い状況です。

なお、周南都市計画区域の市街化調整区域、及び周南東都市計画区域の用途地域外では、いずれも 90% 以上が自然的土地利用となっています。

表Ⅱ-13 都市計画区域内の土地利用状況

(単位: ha)

		周南都市計画区域(平成 29(2017)年度)			
		市街化区域	市街化調整区域	合計	
自然的 土地 利用	農地	田	154.8	845.1	999.9
		畑	129.8	321.6	451.4
		小計	284.6	1,166.7	1,451.3
	山林	261.0	13,429.8	13,690.8	
	水面	34.3	156.5	190.8	
	その他の自然 地	62.8	262.6	325.4	
	小計	642.7	15,015.6	15,658.3	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	1,086.8	237.9	1,324.7
		商業用地	174.5	15.4	189.9
		工業用地	1,090.0	82.5	1,172.5
		小計	2,351.3	335.8	2,687.1
	公共・公益用地	376.0	77.6	453.6	
	道路用地	490.2	308.8	799.0	
	交通施設用地	48.7	7.8	56.5	
	その他の空地	73.1	95.4	168.5	
小計	3,339.3	825.4	4,164.7		
合計	3,982.0	15,841.0	19,823.0		
可住地	1,658.6	13,890.4	15,549.0		
非可住地	2,323.4	1,950.6	4,274.0		

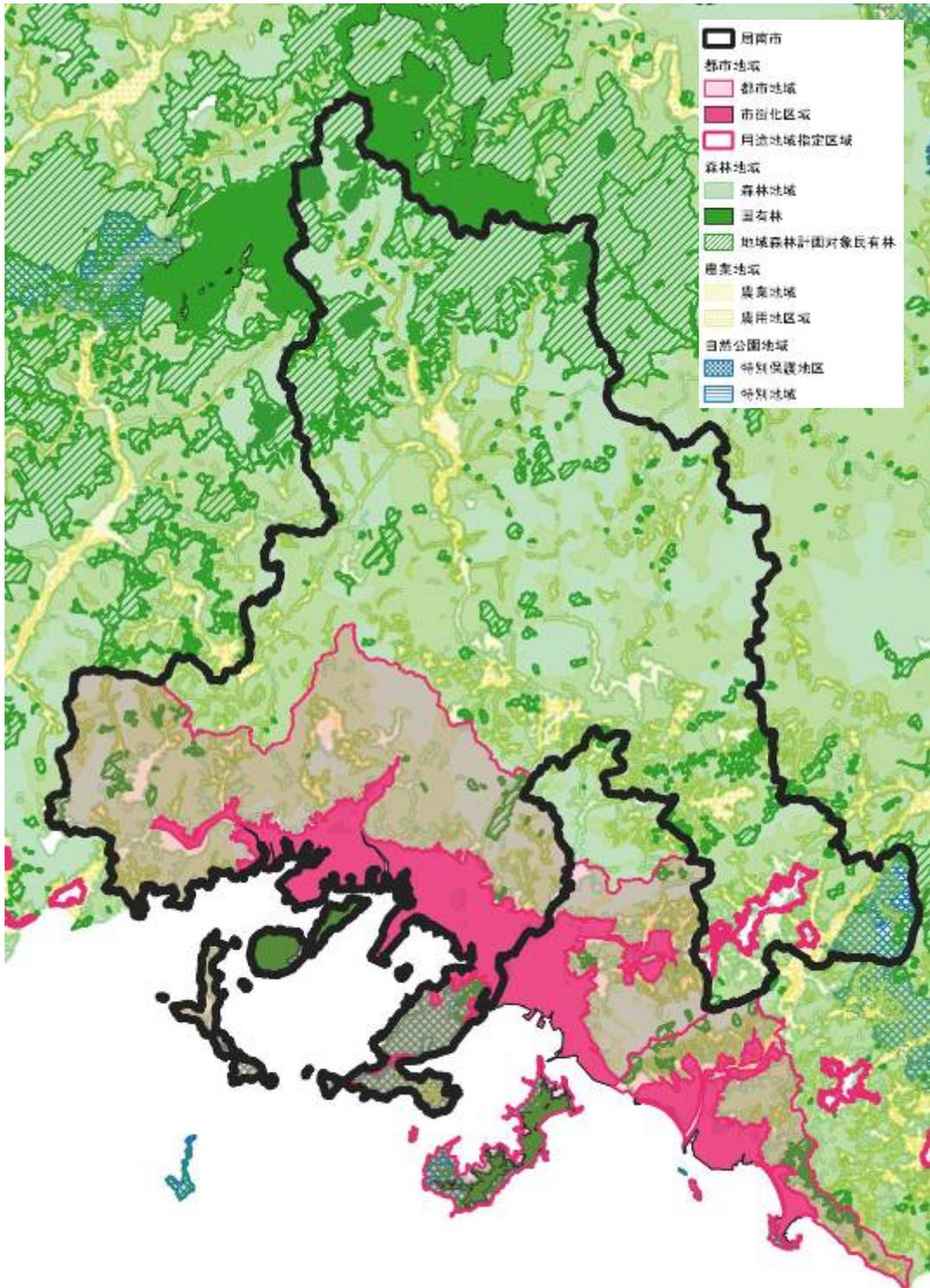
(単位：ha)

		周南東都市計画区域（平成 29(2017)年度）			
		用途地域	用途地域外	合計	
自然的 土地 利用	農地	田	53.6	536.6	590.2
		畑	16.9	71.9	88.8
		小計	70.5	608.5	679.0
	山林	107.4	3,560.4	3,667.8	
	水面	4.1	44.2	48.3	
	その他の自然地	30.8	165.0	195.8	
	小計	212.8	4,378.1	4,590.9	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	136.7	113.5	250.2
		商業用地	5.6	11.4	17.0
		工業用地	8.4	19.2	27.6
		小計	150.7	144.1	294.8
	公共・公益用地	33.9	20.8	54.7	
	道路用地	58.7	136.2	194.9	
	交通施設用地	2.4	4.6	7.0	
	その他の空地	10.5	91.2	101.7	
	小計	256.2	396.9	653.1	
	合計	469.0	4,775.0	5,244.0	
	可住地	337.6	4,026.6	4,364.2	
	非可住地	131.4	748.4	879.8	

資料：平成 29(2017)年度都市計画基礎調査

(2) 土地利用規制

本市は、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の5地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）のうち、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の4地域が指定されています。



資料：国土数値情報

図Ⅱ-17 土地利用基本計画図（国土利用計画法）

1) 都市地域

都市地域においては、都市計画法に基づいて徳山地域と新南陽地域の一部が周南都市計画区域に、熊毛地域の一部が周南東都市計画区域に指定されています。

周南都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区域区分する、いわゆる線引き都市計画区域で、市街化区域において住宅地、商業地、工業地などの都市的な環境を保全、育成するため、用途地域を定めています。一方、周南東都市計画区域では区域区分を定めない非線引き都市計画区域となっており、既成市街地やその周辺などにおいて用途地域を定めています（資料編 216 頁参照）。

表Ⅱ-14 都市計画区域等の概要

都市計画区域名	範囲	都市計画区域面積 (ha)	都市計画区域人口 (人)	区域区分の有無	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	用途地域指定面積 (ha)	用途地域指定外面積 (ha)
周南	旧徳山市の一部	17,493	86,407	有	2,626	14,867		
	旧新南陽市の一部	2,350	28,821	有	1,360	990		
周南東	旧熊毛町の一部	5,244	14,291	無			469	4,775
合計		25,087	129,519		3,986	15,857	469	4,775

資料：都市政策課
令和2(2020)年12月31日現在

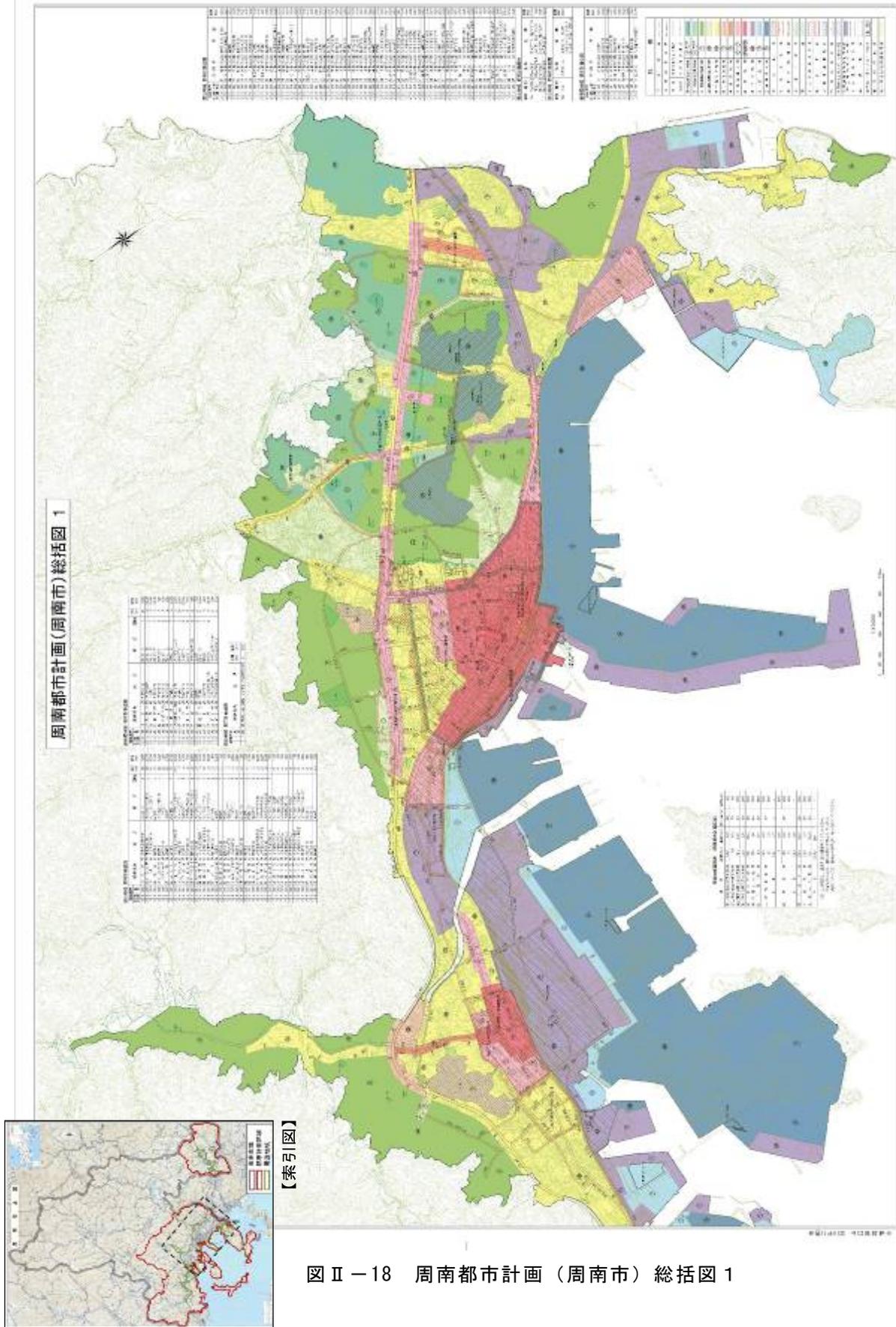
表Ⅱ-15 用途地域別面積 (単位：ha)

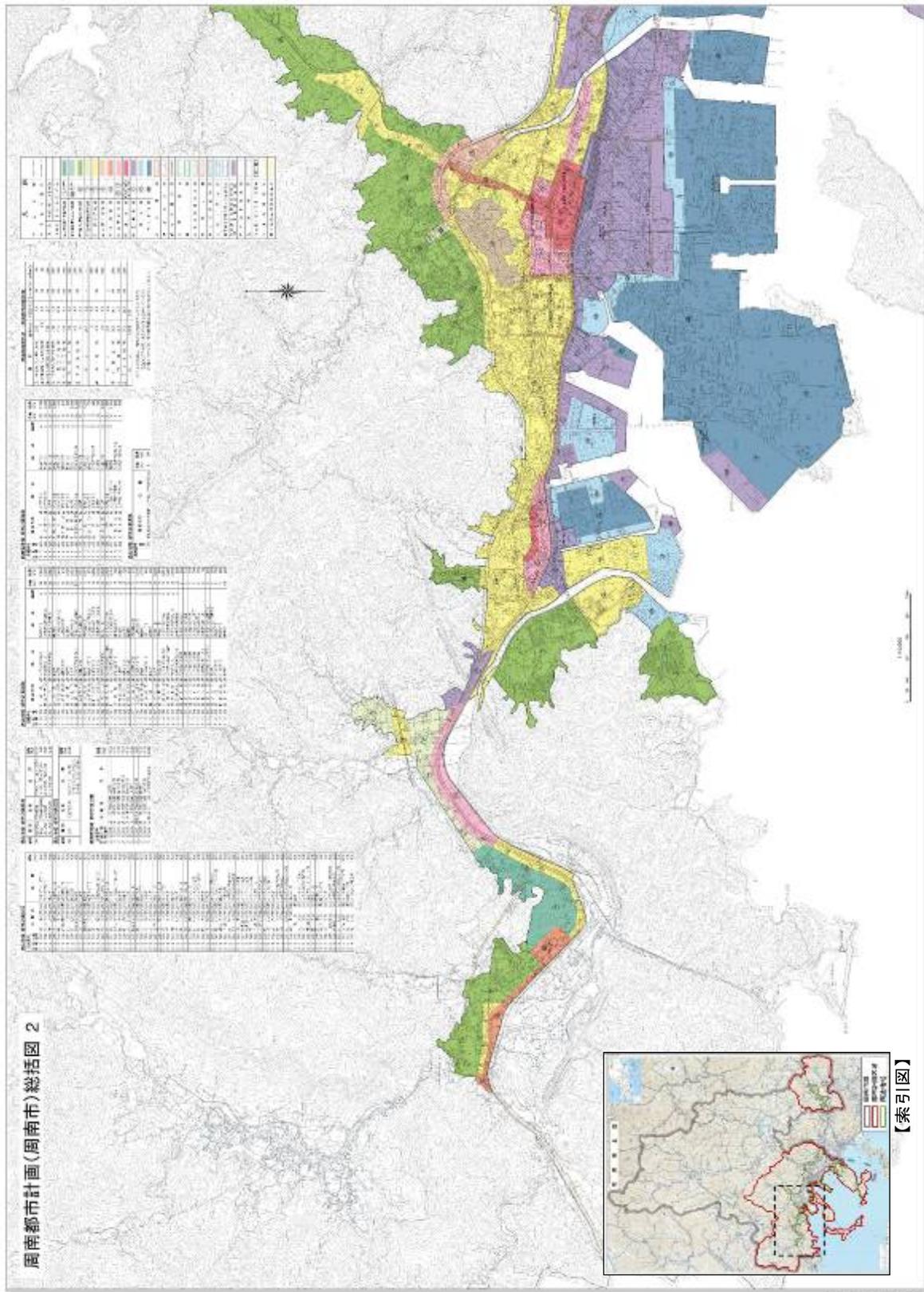
	都市計画区域		合計
	周南	熊毛	
第一種低層住居専用地域	232	99	331
第二種低層住居専用地域	9	—	9
第一種中高層住居専用地域	748	144	892
第二種中高層住居専用地域	143	—	143
第一種住居地域	771	162	933
第二種住居地域	136	—	136
準住居地域	29	—	29
近隣商業地域	207	16	223
商業地域	190	2	192
準工業地域	560	46	606
工業地域	206	—	206
工業専用地域	754	—	754
合計	3,986	469	4,455

令和2(2020)年12月31日現在

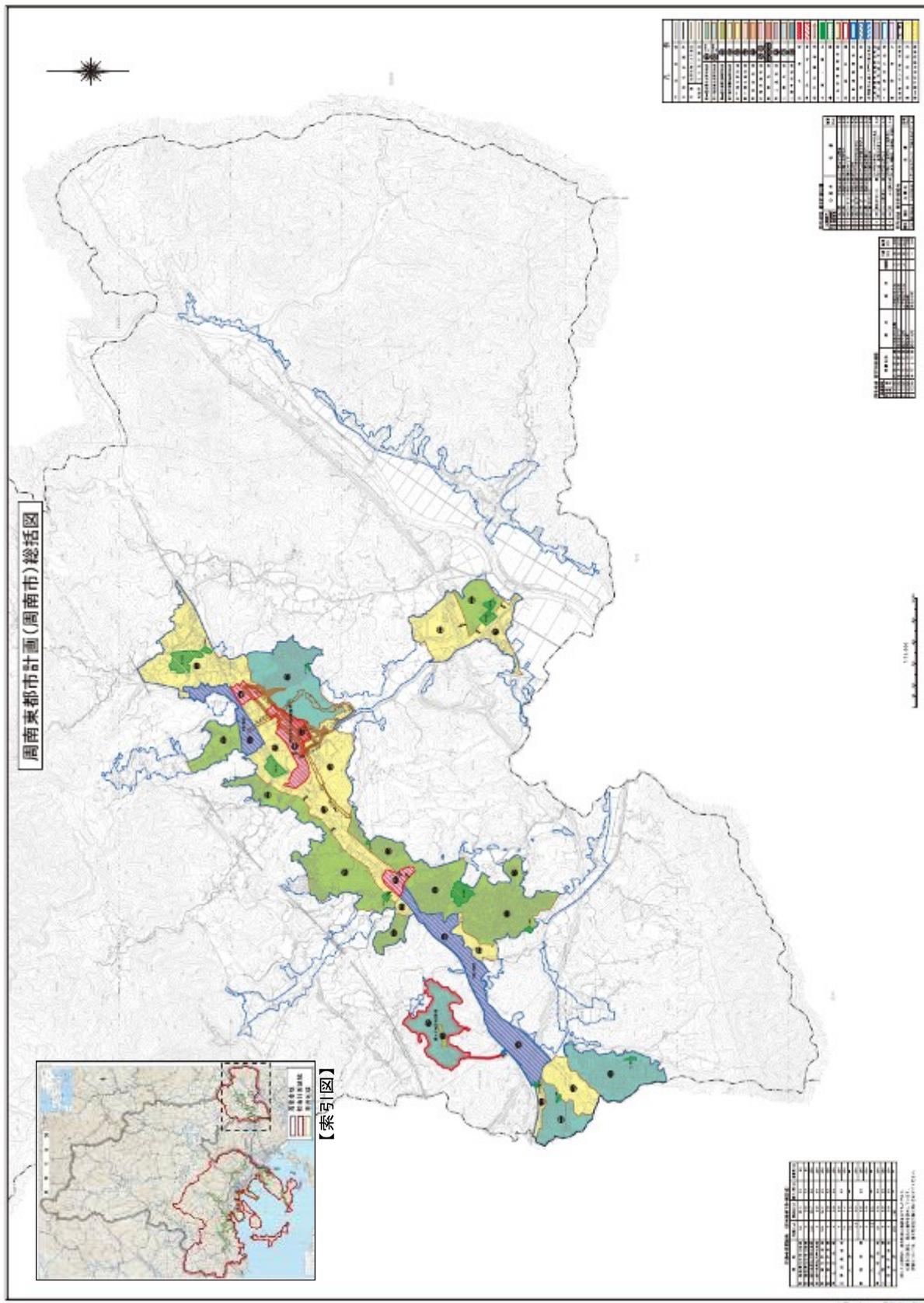


<周南都市計画区域の一部>





図Ⅱ-19 周南都市計画（周南市）総括図 2



図Ⅱ-21 周南東都市計画（周南市）総括図

2) 農業地域

農業地域は、*農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、市街化区域や用途地域指定区域などを除いた市域の大半が農業振興地域に指定されています。このうち、集団的な農地など引き続き農業上の利用を図ることが望ましい土地については、*農用地区域に指定され、他用途への転用の規制や農業基盤の整備などにより、農業の振興が図られています。

3) 森林地域

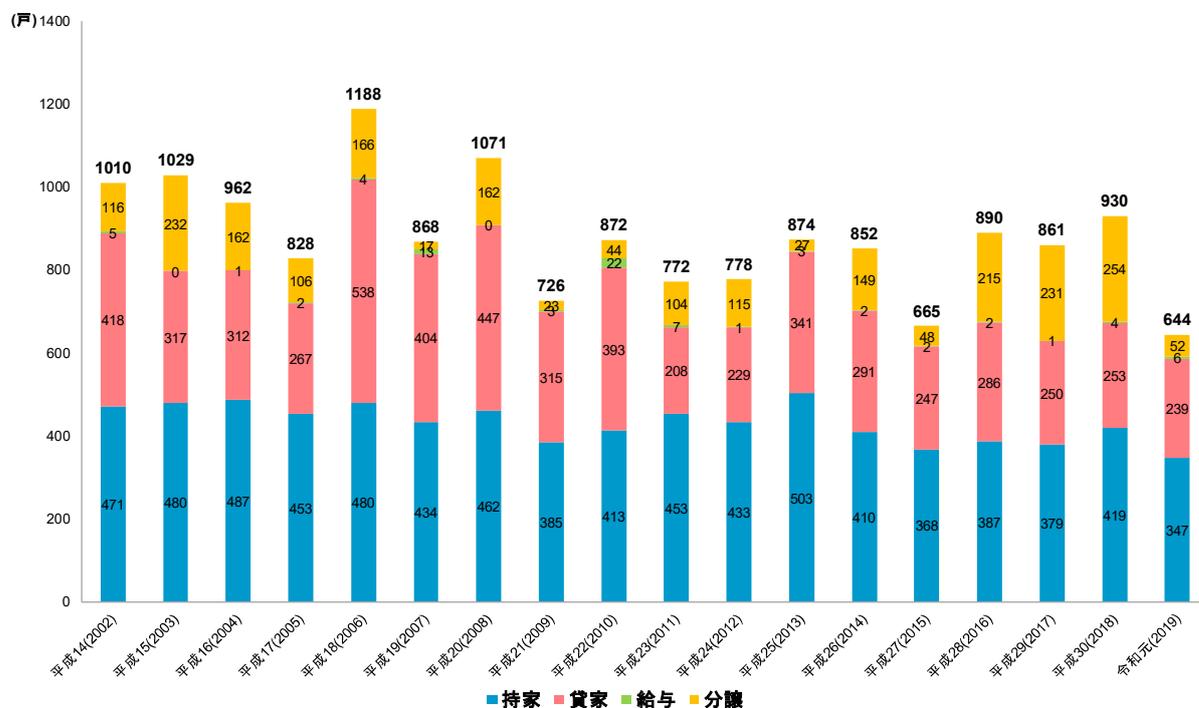
森林地域は、森林法に基づいて現況森林のほぼ全域が、国有林または地域森林計画対象民有林に指定されています。このうち、水源の*かん養や土砂流出の防備など、特に重要な森林については*保安林として指定され、木竹の伐採などを厳しく制限するなど、厳格な保全が図られています。

4) 自然公園地域

自然公園地域は自然公園法に基づいて、大島半島の太華山山系と島しょ部の一帯が瀬戸内海国立公園に、熊毛地域東部の竜ヶ岳、高塔山一帯が石城山県立自然公園に、それぞれ指定されています。また、瀬戸内海国立公園のうち太華山山頂付近、仙島、黒髪島や、石城山県立公園のうち黒岩峡の周辺を含む北部一帯などが特別地域となっています。

(3) 建築・開発動向

新設住宅の着工戸数は、平成20(2008)年までは1千戸を超えていましたが、その後減少傾向にあり、概ね800戸程度で推移しています。

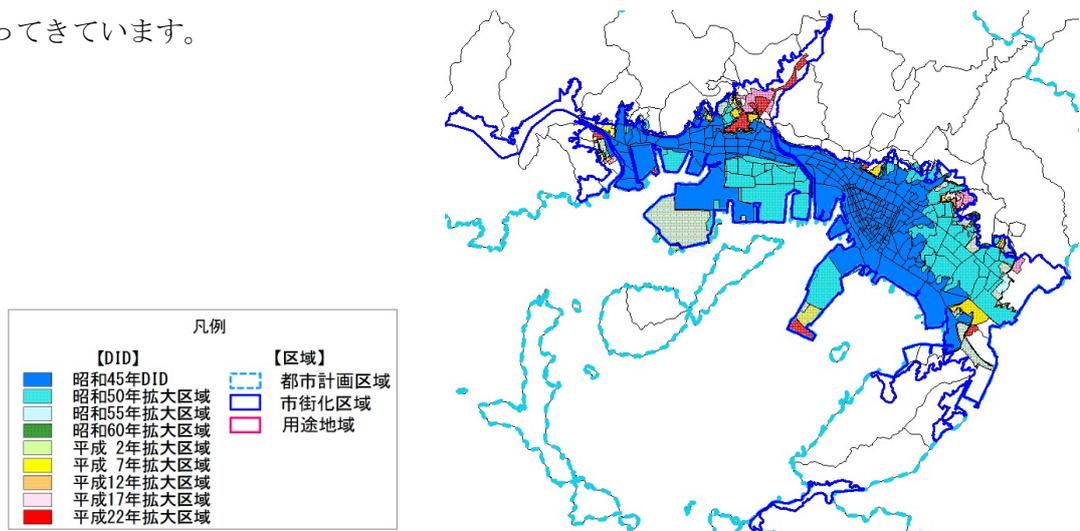


資料：山口県「山口県新設住宅着工戸数」

図Ⅱ-22 新設住宅着工動向

*D I D（人口集中地区）の面積は、人口の増加に伴い主に農地や丘陵部が宅地開発されたことによって、昭和 45（1970）年の 1,580ha（当時の旧 2 市 2 町面積の 2.4%）から昭和 55（1980）年の 2,830ha（4.3%）まで急激に増加しました。それ以降は、市街化区域縁辺部に向けて、平成 27 年の 3,028ha（市域の 4.6%）まで微増しています。

D I D 人口は、昭和 45（1970）年から 55（1980）年にかけて急激に増加し、昭和 55（1980）年には 10 万人を超えて人口の 60.4%が D I D 内に居住していましたが、その後、減少傾向となっています。D I D 人口密度は、昭和 45（1970）年の 64.6 人/ha から平成 27（2015）年の 29.3 人/ha まで低下しています。本市の臨海部に広がる工業専用地域を除いた D I D 面積における人口密度をみると、同様に、昭和 45（1970）年以降低下傾向にあり、D I D の基準である 40 人/ha を下回ってきています。



資料：国土交通省「国土数値情報 DID 人口集中地区」

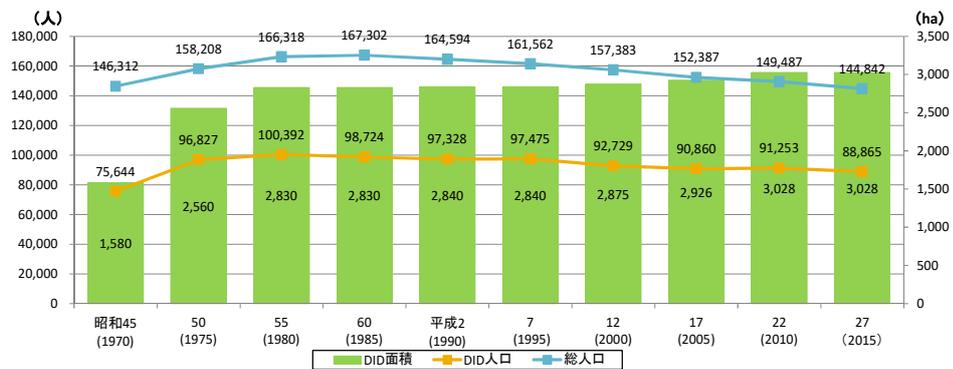


図 II-23 DID（人口集中地区）の推移

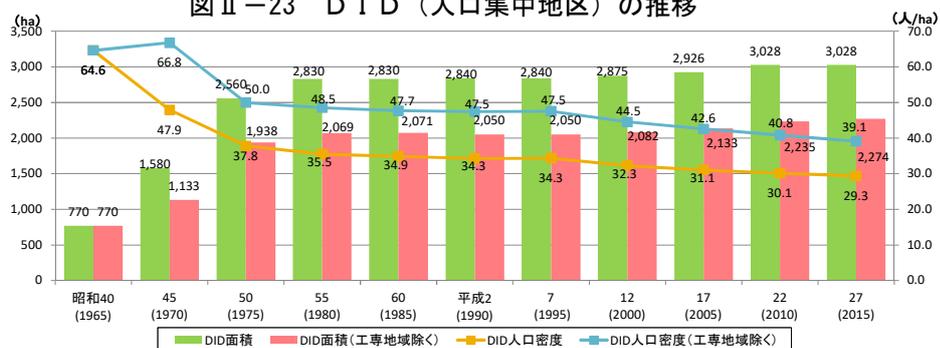


図 II-24 DID（人口集中地区）の面積・人口・人口密度の推移

(4) 市街地整備状況

1) 土地区画整理事業

本市では戦災復興土地区画整理事業をはじめ、土地区画整理事業による市街地整備が順次進められ、現在、施行済地区面積が 662.0ha となっており、さらに現在 2 地区 50.6ha が施行中となっています。

表Ⅱ-16 区画整理の整備状況

(令和2(2020)年3月31日現在)

区 分	地区数	面 積	換地処分	面 積
行政庁及び公共団体施行	10	619.3ha	8	568.7ha
個人、共同及び組合施行	17	93.3ha	17	93.3ha
計	27	712.6ha	25	662.0ha

資料：市街地整備課

2) 市街地再開発事業

徳山駅周辺では、広域都市拠点としての都市機能の充実、賑わいの創出など、拠点性の強化が求められています。そのため、土地の高度利用を行い、様々な都市機能を集積した民間主体の第一種市街地再開発事業が進められています。

表Ⅱ-17 市街地再開発事業の整備状況

(令和2(2020)年3月31日現在)

区 分	地区数	面 積	地域地区	面 積
第一種市街地再開発事業	1	1.2ha	高度利用地区	1.2ha
計	1	1.2ha	—	1.2ha

4-4 都市施設

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市街地内の*幹線道路などとして整備する道路で、計画延長 116,650mのうち令和元(2019)年度末現在で 89,050mが整備済となっており、整備の進捗率は 76.3%です。

計画幅員別に整備状況を見ると、幅員 22~30mの道路では進捗率 89.2%となっているなど、幅員の広い骨格的な幹線道路は比較的整備が進んでいます。

表Ⅱ-18 都市計画道路の整備状況

(令和2(2020)年3月31日現在)

	規 模	計画決定延長	改良済延長	進 捗 率
幹 線 街 路	40m以上	930m	930m	100.0%
	30m以上 40m未満	11,830m	11,830m	100.0%
	22m以上 30m未満	22,080m	19,690m	89.2%
	16m以上 22m未満	51,920m	34,125m	65.7%
	12m以上 16m未満	25,300m	19,825m	78.4%
	8m以上 12m未満	950m	0m	0.0%
	小 計	113,010m	86,400m	76.5%
区 画 街 路	8m以上 12m未満	1,620m	1,250m	77.2%
	8 m 未 満	2,020m	1,400m	69.3%
	小 計	3,640m	2,650m	72.8%
合 計		116,650m	89,050m	76.3%

(2) 都市公園

都市公園は、周南緑地（*緩衝緑地）や永源山公園（*総合公園）など大規模なものから、地域に最も身近な*街区公園まで多様な種類があり、週末や日常の*レクリエーションの場としてだけでなく、市街地における環境の保全や良好な景観の形成、災害時の避難地など重要な役割を果たしています。

近年では周南緑地を中心に整備を進めるとともに、宅地開発による街区公園も増加しており、令和元(2019)年度末現在 166 ヶ所、182.49ha が開設されています。

表Ⅱ-19 都市公園の整備状況

(各年度末現在、面積単位：ha)

年度末	総数		街区公園		近隣公園		総合公園		緩衝緑地		動植物公園		墓地公園		緑道		都市緑地	
	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
平成12年	136	169.76	112	23.32	13	33.31	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
13	138	169.85	114	23.41	13	33.31	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
14	138	169.85	114	23.41	13	33.31	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
15	138	169.85	114	23.41	13	33.31	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
16	143	171.67	119	25.23	13	33.31	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
17	144	171.79	120	25.38	13	33.28	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
18	143	171.69	119	25.28	13	33.28	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
19	143	171.69	119	25.28	13	33.28	1	13.30	1	79.61	1	8.10	1	9.05	1	1.60	6	1.47
20	159	173.32	133	25.91	13	33.28	2	21.40	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.47
21	162	173.87	136	26.46	13	33.28	2	21.40	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.47
22	162	173.94	136	26.51	13	33.29	2	21.40	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
23	162	173.94	136	26.51	13	33.29	2	21.40	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
24	162	173.94	136	26.51	13	33.29	2	21.40	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
25	163	182.24	136	26.51	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
26	163	182.24	136	26.51	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
27	163	182.24	136	26.51	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
28	163	182.24	136	26.51	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
29	163	182.26	136	26.53	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
30	166	182.49	139	26.76	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48
令和元年	166	182.49	139	26.76	14	36.89	2	26.10	1	79.61	0	0	1	9.05	1	1.60	8	2.48

資料：公園花とみどり課

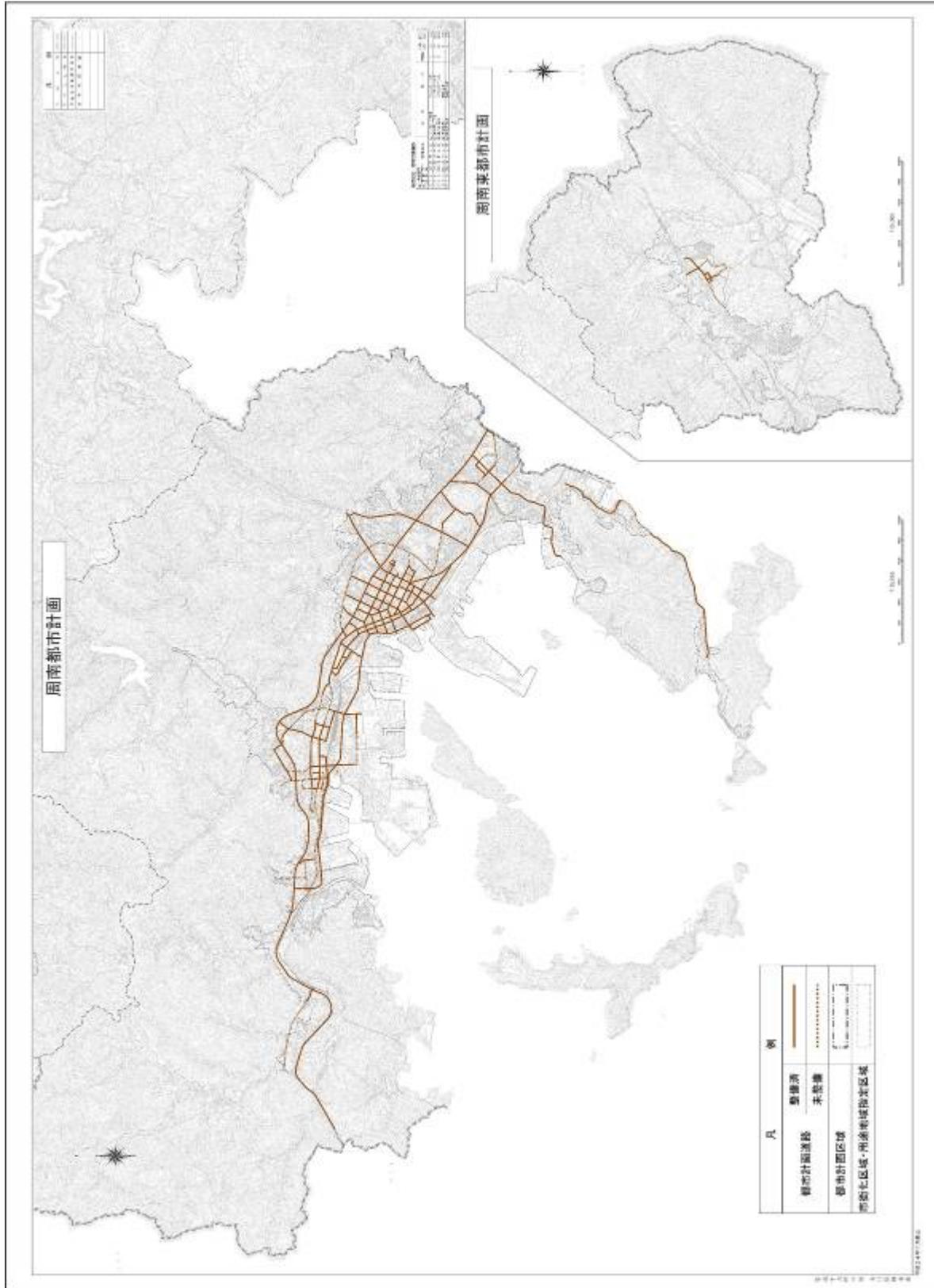
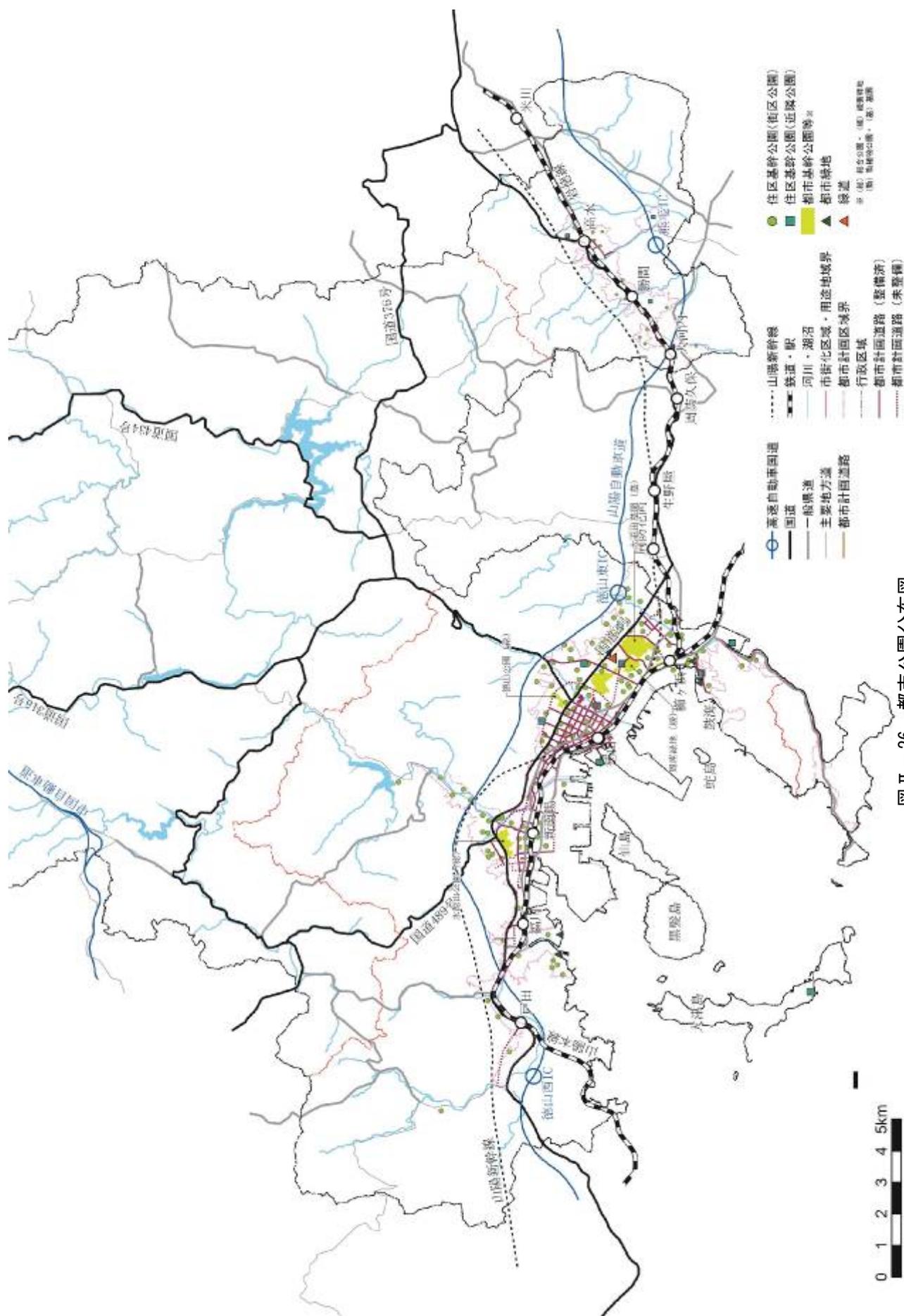


图 II - 25 都市計画道路網図



図Ⅱ-26 都市公園分布図

(3) 下水道

本市の公共下水道は、昭和23(1948)年より旧徳山市単独公共下水道整備事業に着手して以来、順次整備が進められ、令和元(2019)年度末現在、特定環境保全公共下水道を含めた下水道普及率は86.9%となっています。さらに、農業地域などでは集落排水事業として下水道の整備が進み、これらを合わせた普及率は94.4%に至っています。

表Ⅱ-20 下水道等の整備状況

(令和2(2020)年3月31日現在)

	行政区 人口 A(人)	計画区 域 面積 (ha)	処理区 域 面積 (ha)	整備済 管渠延 長 (km)	処理人口 B(人)	普及率 B/A(%)
公共下水道	—	3,897	3,051	812.1	123,297	86.9
集落排水事業	—	279	279	78.5	5,089	3.6
合併浄化槽	—	—	—	—	5,433	3.8
合計	141,809	4,176	3,330	890.6	133,819	94.4

※公共下水道には特定環境保全公共下水道を含む

資料：上下水道局企画調整課

表Ⅱ-21 下水道事業の経緯

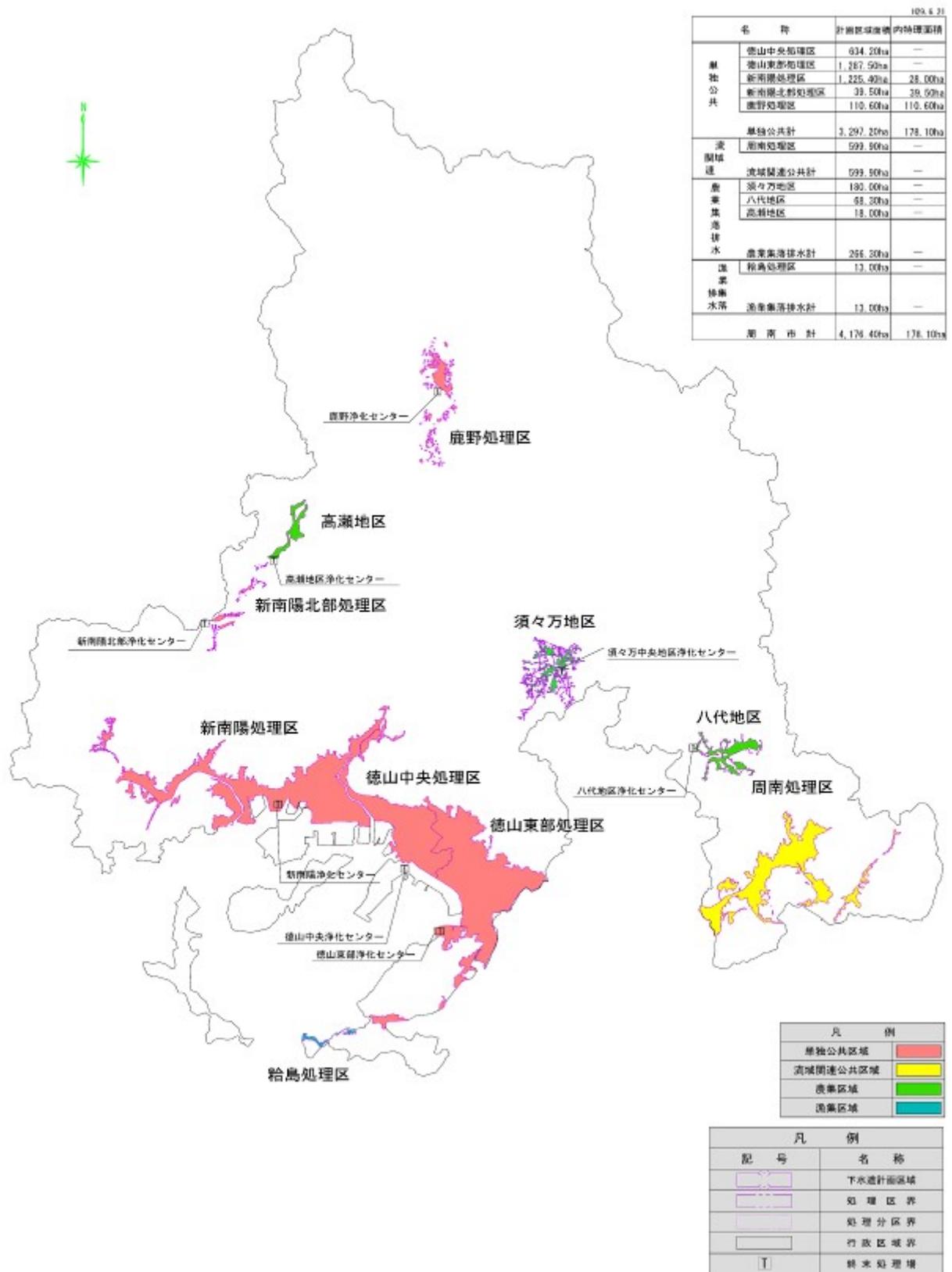
〈公共下水道〉

地域	事業名	事業着手	処理場	処理開始
徳山	公共下水道	昭和23年	徳山中央浄化センター	昭和41年
		昭和57年	徳山東部浄化センター	平成2年
	特定環境保全公共下水道	平成元年	新南陽浄化センター	平成9年
新南陽	公共下水道	昭和48年	新南陽浄化センター	昭和54年
	特定環境保全公共下水道	平成5年	新南陽北部浄化センター	平成8年
熊毛	公共下水道	昭和55年	周南流域下水道	昭和63年
鹿野	特定環境保全公共下水道	平成7年	鹿野浄化センター	平成11年

〈集落排水事業〉

地域	地区名	事業着手	処理場	処理開始
徳山	山手	平成7年	須々万中央地区浄化センター	平成12年
	須々万市	昭和59年	須々万市地区浄化センター	昭和63年
	糺島	平成5年	徳山東部浄化センター	平成10年
新南陽	高瀬	平成8年	高瀬地区浄化センター	平成12年
熊毛	八代	平成14年	八代地区浄化センター	平成18年

※平成29(2017)年度に山手地区と須々万市地区を統合

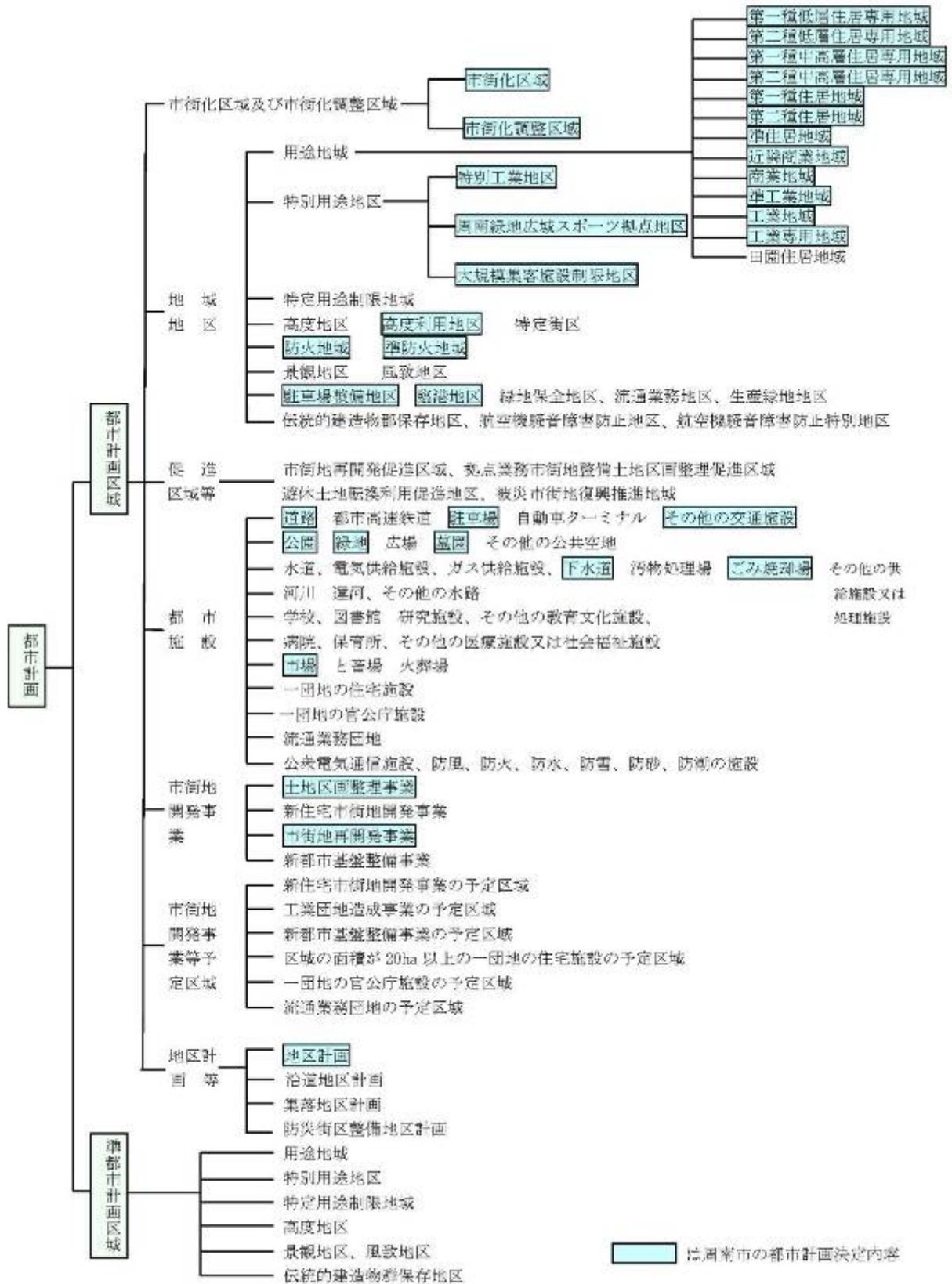


図Ⅱ-27 下水道計画図

資料：上下水道局企画調整課

(参考) 周南市の都市計画

周南市において、下記（水色）に示す都市計画を決定しています（資料編 217～222 頁参照）。



令和3(2021)年3月31日現在

図Ⅱ-28 周南市の都市計画体系図

4-5 まちづくり市民活動の状況

周南市市民活動支援センターに登録されている団体は約 300 あり、様々な市民活動が行われています。このなかで、まちづくりを活動分野にしている団体は、各地区の*コミュニティ推進協議会など 132 団体あります。

活動内容は、地区の清掃活動、地域資源の発掘や活用、イベントの開催、青少年育成等多岐にわたり、まちづくりの担い手として活躍しています。

(注) グループ数は、令和元(2019)年度末現在。

